

## 議事日程第2号

平成26年12月9日（火曜日） 午前9時 開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問（1番～7番）

日程第3 議案の委員会付託 3件

議案第63号 御嵩町基金条例の一部を改正する条例の制定について

議案第65号 御嵩町地域包括支援センターの事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について

議案第66号 御嵩町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について

---

### 出席議員（11名）

議長 加藤保郎	1番 高山由行	2番 山口政治
3番 安藤雅子	5番 柳生千明	6番 山田儀雄
7番 伊崎公介	8番 植松康祐	9番 大沢まり子
10番 岡本隆子	12番 谷口鈴男	

### 欠席議員（なし）

### 欠員（1名）

### 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長 渡邊公夫	副町長 額額久美
教育長 高木俊朗	総務部長 寺本公行
民生部長 田中康文	建設部長 奥村悟
企画調整 担当参事 葛西孝啓	教育参事兼 学校教育課長 田中秀典
総務防災課長 山田徹	企画課長 各務元規
環境モデル都市 推進室長兼 まちづくり課長 須田和男	亜炭鉱廃坑 対策室長 鍵谷和宏
税務課長 若尾要司	住民環境課長 大鋸敏男
保険長寿課長 加藤暢彦	福祉課長 佐久間英明

農 林 課 長 石 原 昭 治  
建 設 課 長 伊 左 次 一 郎  
生 涯 学 習 課 長 田 中 宣 行

上 下 水 道 課 長 亀 井 孝 年  
会 計 管 理 者 水 野 嘉 博

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長 小 木 曾 昌 文

議 会 事 務 局 記 渡 辺 一 直  
書

## 開議の宣告

議長（加藤保郎君）

おはようございます。

ただいまの出席議員は11名で、定足数に達しています。

これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付しました議事日程のとおり行いたいと思いますので、よろしく  
お願いします。

---

## 会議録署名議員の指名

議長（加藤保郎君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、10番 岡本隆子さん、12番 谷口鈴男君の2名を指名します。

---

## 一般質問

議長（加藤保郎君）

日程第2、一般質問を行います。

町政一般に対する質問の通告がありましたので、受け付け順序に従って発言を許します。

なお、質問、答弁とも、簡潔・明瞭にされるようお願いします。

ここで、私が一般質問を行いますので、会議規則第53条の規定により、ただいまから副議長  
に議長の職をお願いいたします。

〔議長 自席へ、副議長 議長席に着席〕

副議長（大沢まり子君）

加藤保郎議員が一般質問を行う間、議長の職務を行いますので、よろしくをお願いいたします。

13番 加藤保郎君。

13番（加藤保郎君）

おはようございます。

それでは、議長に通告をしておきましたので、一般質問を行います。

私の質問は、第5次総合計画についてであります。

第4次総合計画策定の点検とか評価につきまして、まず1点目、質問をさせていただきます。

第4次総合計画後期基本計画につきましては、平成22年8月、町長ヒアリングにより基本計  
画の策定方針を決定し、翌23年7月に基本計画が決定され、平成23年度から27年度までの5カ

年間の後期基本計画が策定されました。その冊子がこれですが、私どもが議会議員となった8月に製本として配付されました。

総合計画は、長期的な町の将来像、目標やそれを実現するための施策、事業を定めた今後の自治体経営、地域経営を進めていく上で最も基本となる計画と記載されています。また、その基本的な理念、将来像、土地利用構想図等においては、第4次総合計画書から抜粋され、記載されております。

このような計画書の内容ではありますが、内容的に現在の御嵩町行政の施策とは、現状と課題、施策の内容、主要事業等に若干の開きがあるように思われます。

その1点目は平成25年度に指定となった環境モデル都市関連施策、2点目は平成26年度新規事業の南海トラフ巨大地震亜炭鉱跡防災モデル事業であります。基本的な作業、また行政運営上の仕組みだと思いますが、基本計画に掲上がないままに事業が実施されている。緊急的なことで3カ年実施計画でも取り上げられていないなどの状況が見受けられます。しかし、新たな事業の必要性や事業内容が確定し、予算にも計上し、実施する状況となれば、時期的に遅くなっても、総合計画審議会に諮問し、答申をいただくなどの方法で内容の変更を行うのが正規な方策と私は考えます。

計画年度内での変更が生じた場合は、最低でも年1回の総合計画審議会を開催し、例えば委員の委嘱状況等を確認するとともに、それまでの点検・評価に加えて追加点などの説明を行い、基本計画の内容を変更してきたという経緯もあります。

そこで質問をしますが、今後の10年間の第5次総合計画の策定作業を現在順調に実施されてみえると思いますが、第4次総合計画の施策等を今後の第5次総合計画に反映させるために、第4次総合計画の主要事業の点検・評価を今後実施されると思いますが、その時期、また方策、例えば外部評価とか内部評価、それから評価の方法、例えば点数方式やマル・バツ方式等いろいろあるかと思えます。それと、その評価を行った後の開示方法、これらをどのように考えていますか、お答えいただきたいと思えます。

次に、総合計画審議会についてであります。先ほども発言させていただきましたが、平成25年度の決算書を見ますと、平成25年度中に総合計画審議会の開催がなかったように思われます。計画審議会は紋切り型の開催で、町長の諮問に対する答申のみの業務と考えてみえるのか、また行財政を取り巻く環境等が常に変化する中で、それらの内容、例えば現状と課題とか施策の内容、また主要事業等をその計画に盛り込むために総合計画審議会を開催し、内容の変更を行うべきではありませんか。

最後の質問としまして、これは町長にお聞きしますが、第5次総合計画の目標と重点事業についてであります。

来年度、平成27年度は、町長、また私ども町会議員の任期満了による選挙があります。第5次総合計画の理念とか将来像、土地利用構想図等、基本的な部分の策定が選挙後の策定となると、期間的に短くて困難とは思いますが。逆に、基本ベースが確定していなくて、事業等を先に計画し、裏から木登りの方策では、今後10年間の計画にしてはどうかなというふうに思われます。短期間での計画策定で事務的にも困難な状況がうかがわれますが、現時点での目標、また重点事業等の主要な部分についての考えを聞きたい。

平成27年度予算編成時期であり、平成28年度からの計画書の助走時期でもあると思っています。第4次総合計画にあります「ひと・みどり・ものづくり～いきいき十字路タウンみたけ～」が継続できるか、大変変更となるのか、どうでしょうか。

以上、お答えをお願いします。

**副議長（大沢まり子君）**

答弁者、総務部長 寺本公行君。

**総務部長（寺本公行君）**

おはようございます。

いつもと雰囲気が違う傍聴席を見まして大変緊張しておりますけれども、しっかりと答弁させていただきたいと思っております。

それでは、第5次総合計画策定について、加藤議員の御質問にお答えします。

私に対する質問は2点、まず1点目、第4次総合計画の点検・評価はどのように行うのかについて答弁させていただきます。

加藤議員も、役場在職時、プロジェクトチームの一員として総合計画策定に携わっております。第5次総合計画策定に当たり、第4次総合計画の後期版であり、現在進行中の後期基本計画をしっかりと振り返り、正しい評価を行わないと、未来を見据えた御嵩町の大計を立てることはできないぞといった、我々後輩に対する御指導としての質問であると受けとめさせていただきます。

加藤議員が申されますように、総合計画はまちづくりの理念と将来像を描いた基本構想のもと、重点プログラムなど基本計画を定め、さらにそれらを推進する実施計画の中で各施策が展開されております。平成26年度において、御嵩町の重要な2本柱となった環境モデル都市事業と亜炭鉱廃坑対策事業は、一見新たに誕生した重要施策のようにも感じられますが、これらは総合計画に掲げる基本計画をこつこつと推進してきた結果、国からも認められる重要事業に位置づけられたと認識しております。環境モデル都市に関しましては、第4次総合計画の分野別計画の一つ、循環型社会において総合的な地球温暖化対策の推進がうたわれております。この方針に基づき、再生可能自然エネルギーの利用促進を進めるため、御嵩町クリーンエネルギー

ビジョンを平成23年に策定し、また治山・治水における健全な森林の管理として推進した持続可能な森林経営モデルの森林信託方式など、いずれも町が取り組んできた事業が評価され、環境モデル都市として国の認定をいただいたところでもあります。

南海トラフ巨大地震亜炭鉱跡防災モデル事業も、分野別計画で亜炭鉱廃坑対策工事の促進を施策の一つとして掲げ、御嵩町議会とともに長年にわたり要望活動を続けてきた結果、国土強靱化、防災・減災という視点で緊急的に予防充填の必要性が認められ、このモデル事業の認定をいただいたものと理解しております。

そこで、御質問の第4次総合計画の点検、評価であります。次期第5次総合計画策定に当たっては、当然のことではありますが、現在の第4次総合計画の総括や評価を行った上でなくては次期計画は策定できないものと考えています。各施策の総括、評価については、現在においても、毎年内部評価として各担当課で実績評価を行っており、その内容は、各施策の実施した取り組み内容と成果及び課題を取りまとめ、達成状況を4段階で評価した上で次年度以降の取り組みを掲げ、PDCAサイクルを確立しながら、その実効性を高め、継続的に推進してまいりました。特に平成26年度においては、後期基本計画の期間が平成23年度から27年度までであることを踏まえ、総括的に5年間の取り組み内容と成果を4段階で評価し、今後基本計画を推進していくための課題、今後の方針などの洗い出しを行います。その後、外部評価として総合計画審議会に提示し、内容等を御審議いただいた上で、次期第5次総合計画策定のもととしていきたいと考えております。

次に、2つ目の御質問、総合計画審議会のあり方について答弁させていただきます。

御嵩町総合計画審議会設置条例第2条、所掌事務において、審議会は町長の諮問に応じ、御嵩町総合計画の策定に関する必要な事項について調査及び審議すると規定されています。決して諮問に対する答申だけが所掌事務ではないと考えております。ただし、加藤議員の言われるとおり、定期的な報告のみで終わることなく、今後、特に大きな施策の変更があれば、必要に応じて総合計画審議会に諮っていく、こういった方針で臨んでいきたいと考えております。

御承知のとおり、国の地域主権改革のもと、平成23年5月、地方自治法改正により、総合計画の基本部分である基本構想の法的な策定義務がなくなり、総合計画の策定は、地方自治体独自の判断に委ねられることになりました。この結果、従来型の総合計画のあり方も多くの自治体で見直しをされているところでもあります。そういう意味において、御嵩町においても、第5次総合計画の策定に当たり、他の自治体の状況も参考にしながら、総合計画審議会のあり方も含めて、御嵩町にとってよりよい方法を模索してまいりたいと考えております。

以上で答弁を終わらせていただきます。

**副議長（大沢まり子君）**

答弁者、町長 渡邊公夫君。

**町長（渡邊公夫君）**

おはようございます。

久々の傍聴者の人数の多さに、大変気合いが入っている者と緊張している者と分かれているかと思いますが、しっかりとしたお答えをしまいたいと思います。

私は、自分の使う言葉というのは自分で考えながらやっていくわけでありまして、最近、人の言葉で大変気に入った言葉がありました。その言葉とは、「正しい質問には常に答えが含まれている」という言葉でありました。この本日の一般質問がそのような形になっていけばと希望しているところであります。

それでは、加藤議員の質問にお答えをいたします。

環境モデル都市や亜炭廃坑モデル事業等々については、ただいま部長が答弁しましたとおりであります。また、総合計画に対する考え方についても、法的根拠としては、平成23年度から全く変わってきたと。むしろ地方自治体の判断に委ねられるということになりました。つまりは、つくってもよし、つくらなくてもよしと、ある意味、そう判断してもよろしいかと思えます。

私の立場は、選挙で選ばれる立場であります。1期4年という時間しか与えられません。その立場で、10年間の総合計画についてどう考えているかということについてお答えしたいと思います。

かつて、御嵩町は産業廃棄物処分場問題で大変揺れ動きました。これは、ある意味、行政の継続性と、また選挙で選ばれた首長の考え方、その相違が争点であったと私自身は考えております。先輩議員たちがおっしゃられた言葉というのは、常に行政には継続性があるということをおっしゃっておりました。では、選挙が行われて、考え方の違う者が当選した場合には、その政策というのは一体どういうことになるのかということが基本的な議論のもとになっておりました。そういう意味では、4年の任期しかありません私からお答えする場合には、行政の継続性としては、整合性に欠けるものということになるかもしれませんが、相入れるものもあるかと思えますので、その点は御容赦願ってお聞き願いたいと思います。

法的な流れについては、ただいま申し上げたとおりであります。私の答弁については、いわゆる法の行間にある言葉、意味というものを総合計画の意味するものと位置づけてお答えをしまいたいと思います。

それには、やはり歴史を踏まえていくことが一番大切なことではないのかなと考えております。

日本という国は、戦後復興ということで、経済成長をある意味、本当に順調に遂げてきた国

であります。全て右肩上がりということで推移をさせてまいりました。私もそうですが、当時の日本人というのは、その右肩上がりが永遠に続くと考えてきた、間違いなくそう思ってきたと考えております。

そのような状況の中で、整合性あるまちづくりをさせるためには、これは国の考え方だと思いますけれど、法の整備がなされて、自治体に対しては10年間のまちづくりについての基本的な方針を決めなさいという総合計画を策定する、これが義務づけられたことであります。

御嵩町では、第1スパンとして第1次総合計画が、昭和49年から昭和60年までの計画が策定されてスタートを切りました。実はこの第1次総合計画の策定をほぼ終えたところに、第1次オイルショック、昭和48年に発生しております。多分、これが戦後日本人が初めて経験する経済の危機であったのではないかと思いますし、総合計画進行中の中盤に当たる昭和54年に第2次オイルショックが起きております。日本が右肩上がりを信じて疑わなかったというところで、初めてストップせざるを得なかったという状況ではあります。日本人はそれをも乗り越えて、ますます自信を深めたと言えるのではないのかなというふうに思います。

御嵩町において、第1次総合計画年度中に、これは西田団地の計画が同時に進捗していた時代になるかと思いますが、ここでちょっと話は外れますけれど、その数値について紹介します。

当時の目標人口は、御嵩町3万1,800人です。目標人口の推移だけを紹介しますと、第2次総では、平成7年度に2万3,400人、第3次総では平成17年に2万6,300人、そして13年度に見直しをかけまして2万400人、第4次総合計画、来年終了するわけですけれども、目標人口は1万9,500人です。

話をもとに戻しますと、その後、右肩上がり続けて、昭和の終わりから平成にかけて、結果として、後で表現されましたけれど、バブル経済期に突入いたしました。そこで日本人は、今の中国と同じなのかなと思いますけれど、栄華をきわめることとなったということになります。そのバブル経済の崩壊は、「失われた20年」と今でも表現されるように、日本人は自信を失い、日本人としての誇りも失い、上昇志向までも奪ってしまったと考えております。

ただ、日本人は、それでも経済的には何とか立ち直らせようという思いが強くあった。頑張れるのが日本人だと思うんですが、今度は経済のグローバル化を進めることで立ち直りの兆しをつかむこととなるわけですけれども、残念ながら、そのやさきに発生したリーマンショックというものがございました。これは、私が町長になってからの話であります。そして、現在に至っているのが歴史的経緯かなというふうに思っております。

先ほど部長が説明しましたように、平成23年度の法改正によって、総合計画は策定の法的義務の根拠を失っております。総合計画というのは、経済の右肩上がり、もしくは平場が確定していることが絶対条件であるということの意味しているかと思います。つまり、どのようなア



ップダウンがあるのかわからない状態で10年後を見越すというのは、なかなか難しい話になってくるといことになるかと思えます。現在のような経済状況が乱高下している状況では、総合計画そのものの内容は、ある意味、10年間の理念を示すものにしていかざるを得ないと考えております。

現在の国の示す制度で確実に実施される施策というものは、おおむね3年であります。これをめどとするものが中心であると私自身は認識しております。また、現在実施されております総選挙で「地方創生」という言葉がよく使われておりますけれど、その取り組みのスパンは5年とされております。

この先、2020年、東京オリンピックということになるわけですが、少なくともこの東京オリンピックまでは、日本は経済的には右肩下がりにはしないという覚悟で臨んでいるものと、国会議員の皆さんはそう考えているということはひしひしと伝わってまいります。少なくともオリンピック後にどのような景気になるのかということについては、非常に大きな不安を抱かざるを得ないという状況でありますので、オリンピック後の経済の停滞というものは視野に入れておかなければいけないと考えております。

私は、現段階で、これはあくまでも理念ではありますが、御嵩町の理念として据えたいと考えておりますのは、環境、防災、福祉のトライアングル、三角形のその中心に教育を置きたいと考えております。今後、議員の皆様のお意見を伺いしながら、議論をしながら、第5次総合計画については策定はするものの、これまでの趣とは違ったものにしてまいりたいという思いがございます。ただ、来年選挙でありますので、28年度スタートさせようと思すと、27年度頭からおおむねの方向性を示しつつ進めなければいけないという大変苦しいところもあります。これはある意味、総合計画の弱点でもあります。

もし町長がかわって、全く違う考え方を持った町長が誕生したとするなら、方向性も180度変わるかもしれませんので、大変難しい状況にある。また、タイミングとしては、ある意味最悪のタイミングになってくるのかなというふうには思いますが、少なくとも御嵩町の今後生きる道というのはこの3つ、そして中心にある教育をのけては考えられないと思っておりますので、加藤議員には、今後の御協力、御相談については乗っていただきたいなというふうに思います。

選挙がある以上は、行政の継続性というより、選挙での結果が重きを問われるということについては、私は現段階でもそう思っておりますので、町民の皆様が決めることだと言えるのではないのかなというふうに思います。

そのような理念という形になってきますと、第5次総合計画について仮に10年というスパンを決めるとしても、計画審議会についてはかなり頻度を高く開催しつつ、その都度説明をさせ

ていただく機会、また意見をお伺いする機会をふやしていかなければいけないという性質のものになるかと考えております。

そして、「ひと・みどり・ものづくり～いきいき十字路タウンみたけ～」については、余り大きな変化はないとは思いますが、これも御嵩町の若手職員から出てきた言葉と以前お聞きはしておりますので、これからセンスのいい言葉が何か出てくれば、それを使いたいというふうに思っております。まだまだ何も決まっておきませんので、これから皆さんの御意見をお伺いしながら具体化してまいりたいと思っておりますので、御指導のほど、よろしく願いいたしまして、私の答弁とさせていただきます。ありがとうございました。

[13番議員挙手]

**副議長（大沢まり子君）**

13番 加藤保郎君。

**13番（加藤保郎君）**

ありがとうございました。

部長さんのほうに1点、再質問という格好でよろしくお願ひしたいと思ひます。

1点目で質問しました関係ですが、点検・評価を実施する時期、あと方策で内部評価は今までやっておるということなんですが、外部評価は総合計画審議会を開催し、お願ひしたいというような答弁。その関係ですが、審議会は、ふだんから開催しておかないと、突然に開催して、これを評価してくださいという格好では当然できないと思ひます。そこら辺での、前もっての開催とか、そのようなこと。それから先ほど言ひました時期と審議会に対する関係、それから開示方法、今まで私ども議員にも開示はされていなかったというふうには思ひわけですが、年度初めの全員協議会の折にちょっとぐらひ出たかもしれませんが、明確に出されたかどうかとちょっとあれですが、そこら辺の関係について、もう一度、答弁だけよろしくお願ひします。

**副議長（大沢まり子君）**

答弁者、総務部長 寺本公行君。

**総務部長（寺本公行君）**

それでは、ただいまの御質問に答へさせていただきます。

まず時期でございます。スケジュールということになりますけれども、私の答弁にもありましたように、現在、各担当課において、係長を中心に内部評価という形で、各施策についての4段階の評価を取りまとめておる作業中でございます。若干おくれていまして、12月、年内にはそれが完了いたしますので、それを受けまして、まず総合計画審議会、これは新しいメンバーの方に委嘱する予定でございますので、総合計画審議会は今月、第1回目を開催いたします。そこで今後の流れ、評価についての説明をさせていただいた上で、外部評価として実際に審議

していただくのは、年明けの2月の総合計画審議会で評価していただきたいというふうに思っております。

なお、その内部評価、外部評価の結果につきまして、議員の御指摘のように、議会等にも当然全員協議会の場をかりて、今後、町民に対してはホームページ等も活用して積極的に開示していくというスタンスでやっていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

[13番議員挙手]

**副議長（大沢まり子君）**

13番 加藤保郎君。

**13番（加藤保郎君）**

福祉、それから介護、また都市計画とか下水道等で多様な計画がつくられております。そういうものの基本となるものということで総合計画は今まであったわけですが、先ほど言われたような格好で、総合計画のあり方についてはいろいろと問題視されておりますのであれですが、職員間でそれらの計画も踏まえて、町全体としての計画だというふうに私は考えておりますので、第5次につきましても、理念、それから将来像とか土地利用の構想図等については積極的につくっていただきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いします。

これで私の質問を終わります。

**副議長（大沢まり子君）**

これで、加藤保郎君の一般質問を終わります。

ここで議長を交代します。

[副議長 自席へ、議長 議長席に着席]

**議長（加藤保郎君）**

続きまして、9番 大沢まり子さん。

質問は一問一答方式の申し出がありましたので、これを許可します。

**9番（大沢まり子君）**

議長よりお許しをいただきましたので、3点に分けて一般質問させていただきます。

1つ目に、「子宮頸がんの制圧に向けて」と題しまして質問させていただきます。

日本では、1年間に約2万人が罹患し、およそ3,500人が死亡されています。子宮頸がんは、がんの中でも予防できるがんとして知られています。原因ウイルスは100種類ほどのHPVと報告されていて、日本では20代から40代の浸潤がんの約80%が16型、18型とされています。この2つが若年層の浸潤がんが多い理由は、がん化の速さと感染率の高さがその一因とされています。また、子宮頸がんは、大きく分けて、扁平上皮がんと腺がんに分けられます。この腺がんは、近年増加の一途をたどり、進行が速く、若い世代の命と子宮、そして生命の喪失につ

ながら、何といても従来の細胞診のみでは見落とされやすいのが特徴です。解決策としては、未受診者をなくすことと、質の高い検診を導入、実施することが考えられます。

そこで1つ目の質問ですが、未受診者をなくすことへの一つの提案です。成人式において、パネル展示などで検診の必要性を訴え、20歳を迎えたら検診しましょうと呼びかけてはどうでしょうか。千葉県松戸市では、ブース展示が行われたそうでございます。御見解をお伺いいたします。

2つ目に、30歳からの細胞診、そしてHPV併用検診の導入についてお尋ねします。

子宮頸がんの原因は、高リスク型ヒトパピローマウイルスの持続感染であることは明らかにされています。子宮頸がんの検診では、従来の細胞診に加え、HPV、DNA検査の技術を取り入れていくことで子宮頸がん検診が大きな変革のときを今迎えております。従来の細胞診では、特異度においては多く検出をされますが、HPV検査においては感度で高い数値を示します。これらを併用することによりまして見逃しがなくなるということで、多くの専門家や産婦人科医が導入を要望しておられます。日本産婦人科医会がん対策委員会の子宮頸がんリコメンデーション2011でも30歳以上のHPV検査併用検診を推奨しておられます。そして、これは全県下で実施をされていますが、先進的にHPV併用検診を導入しています島根県においては、90%以上存在する陰性の受診者の検診間隔を3年後ということに延ばしまして、検診費用を3年間で30%削減をしてみえます。また、HPV併用検診を開始して7年が過ぎた出雲市においては、検診で見つかる浸潤がんはゼロになりました。この事業を引っ張ってきた島根県立中央病院の産婦人科医、岩成先生は、財政難の自治体ほどHPV併用検診への移行が絶対に有利であると力説をされております。

女性にとりまして、産婦人科検診は、時に痛みを伴い、人によっては大変苦痛な時間でもあります。生涯の検診の回数が減ることは、精神的、肉体的、時間的負担が軽減をされるということになります。原因が特定されていて、予防方法も確立されている子宮頸がんだからこそ合理性が追求をでき、予防対策を打つことができると考えます。

この併用検診を実施するメリットとしては、1つには、検診の精度が向上し、前がん病変を確実に発見するため、子宮頸がんをほぼ100%予防することが可能になります。

2つ目には、受診間隔を延ばすことができます。細胞診とHPV検診がともに陰性の場合、毎年検診をする必要はなく、次回は3年後にすればよいということになります。実際に検診においては、9割の女性が陰性となるということも報告されております。

3つ目のメリットとしては、費用対効果の向上です。約8割の女性が3年間隔となることによって、大幅に検診の費用が削減できます。また、前がん病変の発見精度が向上することで、浸潤がんをほぼゼロにすることが可能となり、医療費の削減も見込まれます。

このようなメリットがあることから、ぜひ30歳以上の子宮頸がん検診に細胞診、HPV検査併用検診の導入を求めるものですが、どのようにお考えでしょうか、お伺いをいたします。

**議長（加藤保郎君）**

答弁者、民生部長 田中康文君。

**民生部長（田中康文君）**

おはようございます。

それでは、大沢議員の御質問にお答えいたします。

御質問は、子宮頸がん制圧に向けて、2点の御質問であります。

まず最初に、御嵩町の子宮がん予防事業の現状について御説明いたします。

子宮がん予防事業については、子宮がん検診及び子宮頸がん予防ワクチン接種があります。子宮頸がん予防ワクチン接種につきましては、平成23年2月から予防接種の助成を開始し、平成25年度からは予防接種法に基づく定期予防接種となりましたが、接種直後から、ワクチン接種との因果関係が否定できない持続的な疼痛を呈する副反応事例が多く報告されたため、平成25年6月14日から定期接種の積極的勧奨を差し控えることとなり、現在に至っております。このため、今のところ、子宮頸がん予防のためには、定期的に子宮がん検診を受けていただくことが重要だと考えています。

また、御嵩町では、子宮頸がん予防ワクチン接種の積極的勧奨の差し控え後、現在までの接種者数は、新規の予防接種者はありませんが、平成25年7月から平成25年12月までに9名の方が追加接種をされました。なお、平成26年1月以降の接種者数はゼロであります。

第1点目の御質問であります20歳からの検診の呼びかけを成人式で実施できないかということではありますが、現在、町で行っている検診の中で、20歳で受診できる検診が子宮がん検診しかないのが現状であります。満20歳を迎えた女性に対し、無料クーポンでの子宮がん検診を受診いただけるのが成人式を迎えた翌年度になることから、対象者全員に受診票とがん検診手帳が送付されたら、指定医療機関に電話で予約し、受診していただくよう、検診のPRをさせていただくことは可能だと考えます。健康管理や子宮頸がん検診も含めた検診の必要性を啓発するチラシの配布ができるよう、成人式の担当部局である教育委員会と連携し、前向きに検討してまいります。

第2点目の御質問は、30歳からの子宮頸がん検診に細胞診とHPV併用検診の導入についてであります。

HPV検査は、発がん性HPV（ヒトパピローマウイルス）の感染の有無を調べるもので、子宮頸がんや子宮頸部異形成発症の原因となり得る16型、18型を初めとする一部のハイリスクグループ13種類に感染しているかどうかを遺伝子レベルで検出する検査です。ただし、どのH

PV型に感染しているかを特定する検査ではありません。検査の結果が陽性であれば、子宮頸部異形成や子宮頸がんを発症するリスクがあるため、定期的な検診の受診と経過観察が必要となります。HPVの感染には、今のところ治療法はないため、3カ月から6カ月ごとの定期的な検診による異形成の発症の有無を調べていく必要があります。

この検査により、HPVに感染していることが判明した場合は、今のところ治療法もないことから、がんになるリスクを抱えて心配しながら過ごすことになることを思うと、導入には神経質にならざるを得ません。

県内でのHPV併用検査の導入状況ではありますが、現在のところ実施している市町村はありません。厚生労働省は、平成25年度からがん検診推進事業の実施の中で、HPV検査の有用性の検討と実施上の課題を把握し、当該検査の子宮がん検診への導入の必要性及び最も適切な実施方法を検証するためのHPV検査検証事業を開始いたしました。HPV検査検証事業が平成25年度から始まったばかりであることから、この検証結果や近隣の市町村の動向を見ながら、HPV併用検査の導入については調査・検討をしてみたいと考えております。

また、御嵩町では、可児医師会の御協力のもと、可児市内の医療機関において子宮がん検診を実施していることから、可児医師会及び可児市とも協議しながら、可児医師会管内は統一的な見解で検診等を進めていく必要がありますので、御理解いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上で、大沢議員への答弁とさせていただきます。

[9番議員挙手]

**議長（加藤保郎君）**

9番 大沢まり子さん。

**9番（大沢まり子君）**

御答弁ありがとうございます。

成人式でのPRは、何とかチラシなどでPRしていただけるという方向でありますので、よろしくをお願いします。

そしてまた、HPV検査に関しましては、治療法がまだ確立していないというお話もありましたので、しっかりとお医者さんたちの研修といたしますか、講義といたしますか、勉強していただきまして、また医師会との連携、難しい問題がたくさんあると思いますけれども、今のところ、全国的にはまだ132の自治体を実施しているということで、7.3%で多くはありませんけれども、そういった先進地の事例をしっかりと把握していただきまして、一日も早く検診がされることを望んでおりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、2つ目の質問に入ります。

2点目は、胃がんの撲滅に向けての質問でございます。

毎年、およそ5万人の方が胃がんで亡くなられております。検診による早期発見や医療の進歩により、胃がんの発生率や死亡率は減少を続けてはおりますが、高齢者人口の増加に伴い、胃がんの死亡者はむしろふえ続けております。団塊の世代が胃がんの発生のピークを迎えます2020年過ぎには、胃がん患者死亡者数は7万人に達する可能性が高いと言われております。

最近まで、ピロリ菌除菌によって胃がん予防ができるかどうかは、世界中のがん研究者にとって大きな興味の対象でした。しかし、北海道大学の浅香先生を初め、我が国からの大規模臨床試験によりまして、ピロリ菌除菌が胃がんの発生を抑制するということが明らかになり、平成23年12月に参議院の厚生委員会の審議の中では、政府は、ピロリ菌の除菌により胃がんを予防できるとし、今後、検査除菌の方法を検討するなどの答弁がなされました。我が国では、胃がんの治療費として1年間で約3,000億円が出費をされております。何の対策もせずに10年間放置すると、治療費は5,000億円を超える可能性が高いと考えられています。胃がんの撲滅のためには、胃がんの大半がピロリ菌感染によって生じることを国民の皆様に理解してもらうよう努めることが必要と考えます。

そこでお伺いします。現在行われています胃がん検診の受診率は、決して高いとは言えない状況であります。2013年には、胃がんの発生予防の観点から、ピロリ菌感染症、胃炎の除菌に保険が適用されました。このようなことから、ピロリ菌の検査と除菌により胃がんの発生が抑えられると考えられます。既に岐南町においては中学2年生に、また海津市においては成人に導入をされておりますピロリ菌検査、いわゆる胃がんリスク検診（ABC検査）を御嵩町においても導入されてはどうか、御見解をお伺いいたします。

#### 議長（加藤保郎君）

民生部長 田中康文君。

#### 民生部長（田中康文君）

それでは、大沢議員の御質問にお答えいたします。

御質問は、胃がん撲滅に向けて胃がんリスク検診の導入についてであります。

胃潰瘍や十二指腸潰瘍の患者に感染者が多く、胃がんを引き起こす細菌として知られているヘリコバクターピロリ菌、以下ピロリ菌と言いますが、このピロリ菌を除菌することにより、将来的ながん予防の効果が認められたことにより、平成25年2月から、ピロリ菌の除菌治療は、ピロリ菌による慢性胃炎の方にも保険の適用範囲が広げられました。今まで、重症でなければ保険を使ってピロリ菌の除菌治療を受けられなかったものが、軽度の症状でも可能になり、胃がんの早期予防に大きな効果を見込めることとなりました。

議員御質問の胃がんリスク検診（ABC検診）は、血液検査による胃がんのなりやすさを分

類する検査であり、胃がんそのものを見つけ出す検査ではありません。胃がんには、ピロリ菌の感染とそれに伴う胃粘膜の萎縮が強く関与しているものがあることがわかっており、ピロリ菌感染の有無と血清ペプシノゲン値を測定し、胃がんになりやすい状態かどうかをA群からD群の4群に分類する新しい検診法であります。もしハイリスクグループの診断であれば、より積極的に胃の内視鏡検査を受けていただくことが必要と判断されることとなります。

県内の胃がんリスク検診の導入状況につきましては、関市と海津市の2市が平成26年度から胃がんリスク検診を開始いたしました。また、岐南町では、平成26年度からピロリ菌抗体検査のみを開始いたしました。

御嵩町の胃がん検診の状況につきましては、毎年40歳以上の方を対象に、バリウム造影による胃がん検診を実施しており、毎年3月ごろに全世帯に送付しています検診希望台帳により受診希望をとり、「町の検診を受ける」に丸をつけた方全員に各種がん検診等の受診票を送付し、受診していただいております。受診者数は、平成25年度に初めて1,100人を超えるなど、増加してきております。

御嵩町のがん検診につきましては、がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針に基づき実施しているものであり、今後もそれに沿って実施していきたいと考えております。

議員御質問の、胃がんリスク検診の導入につきましては、その有効性が今後十分検証され、現行の検診実施のための指針における胃がん検診の方法等の見直しがされるなど、今後の経過を踏まえて検討していきたいと考えております。

以上で、大沢議員への答弁とさせていただきます。

[9番議員挙手]

**議長（加藤保郎君）**

9番 大沢まり子さん。

**9番（大沢まり子君）**

なかなか先立って先進的にやるというのは、難しい問題がたくさんあると思いますけれども、おくれないように頑張っていたきたいと思いますので、胃がんが撲滅できる可能性があるということでもありますので、おくれないように一歩でも二歩でも進んでいただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

3番目の質問に移ります。

3番目の質問ですけれども、投票行為についてお尋ねをいたします。

高齢社会への一つの対応としてお伺いをいたします。

現在、衆議院議員選挙の期日前投票が行われているわけですけれども、投票所におきまして、特に期日前ですね。高齢者が緊張の余り、誰に投票するつもりだったのかを忘れてしまうケー



スがよくあると伺います。記入場所には立候補者の名前が書かれてはありますが、これも緊張のため、多くの名前が書かれている一覧表を見ると、余計に焦るという方も多いとお聞きいたしております。そして、結局思い出せず、白票を投じるということもあるそうであります。

このようなトラブルを防ぐために、個人があらかじめ投票しようとしていた候補者の正確な名前を記載したメモや法定ビラを投票所に持ち込み投票することは、公職選挙法に特段の制限はないとの国の見解があります。

平成22年11月26日の公職選挙法改正特別委員会におきまして、貴重な一票を無駄にしないため、メモなどの持参についての質問があった際、当時の総務大臣は、公職選挙法上は特段の制限はございません。みずからのメモとして持ち込まれる場合は、制約はございません。法定ビラも同じでありますと答えております。しかし、その実施の可否については、各選挙管理委員会の裁量というふうに伺っております。御嵩町選挙管理委員会における御見解をお伺いいたします。

最後の質問になります。

昨年の3月議会で質問させていただき、「期日前投票の際の宣誓書を自宅で記入することができるように、宣誓書のダウンロードを実施していただくことができました。しかし、高齢者などは、自分ではダウンロードできない場合がほとんどであります」と、このように質問の原稿を書きました。そうしたら、今回の選挙から、玄関のロビーにおきまして、投票所に行く前に落ちついて記入ができるようにということで御配慮いただきまして、玄関のロビーのところで記入ができる体制を整えていただきまして、ありがとうございます。また、そういったことでありまして、少しずつ進めていただいているというのはよく存じております。

ですけれども、投票所の入場券を配送されるときに、あらかじめ宣誓書が各戸に送付されているという自治体も現在ございます。山口市でも、封書に入った入場券の裏に宣誓書が印刷されたものが送付されてきますし、美濃加茂市、海津市でも同じような形で送付されてくるようであります。また、本巣市におきましても、本年度補正予算を組みまして、この次の統一地方選挙から山口市と同じような封書での送付を行うというふうにお聞きしております。まだほかのところの細かい状況はつかんでおりませんが、御嵩町におきましては、市町村行政情報センターから情報をいただいてやるということになりますので、すぐには無理かもしれませんが、何とかこのような形にさせていただけることを、また情報センターのほうにも要望していただきたい。というような形で、御嵩町においても宣誓書がどなたの手にも渡るようにしていただきたいと考えますが、いかがでしょうか。よろしく願いいたします。

議長（加藤保郎君）

総務部長 寺本公行君。

## 総務部長（寺本公行君）

それでは、投票行為に関する大沢議員の御質問にお答えします。

まず、一票を無駄にしないために、自筆のメモ等の持ち込みに対する御嵩町選挙委員会の見解でございますが、議員の御発言にもありますように、平成22年、国会の審議において、当時の片山総務大臣が、公職選挙法上、特段の制限はない旨、答弁しております。したがって、御嵩町での選挙執行についても、12の投票所及び期日前投票所への持ち込みにつきましては、投票する人が忘れないためのメモ及び法定ビラの持ち込みについての制限は設けておりません。メモ等の大きさではありますが、これはあくまで常識的な範囲であると考えております。

ただし、貴重な一票を無駄にしないための配慮ではありますが、メモをほかの人に見せたり、あるいは話をしたりすることは、選挙運動に当たりますので違法となります。この点は注意をして投票していただくこととなります。最低限、公職選挙法第60条に規定する投票所の秩序を保つ範囲内をお願いをするものであります。

次に、あらかじめ印刷された期日前投票に係る宣誓書を投票所入場券とあわせて送付できないかの御質問にお答えさせていただきます。

平成24年執行の前回衆議院議員選挙の際、総務省から「投票所入場券の活用について」といった通知がされております。その内容は、期日前投票の際に提出する宣誓書については、選挙人が事前に記載することができるよう、例えば投票所入場券の裏面に様式を印刷する、投票所入場券発送の際に同封するなど、市区町村において創意工夫し、選挙人の便宜に資するよう努めるといったものであります。

しかしながら、その有用性は認めるものの、現在、御嵩町が使っております入場券の裏面に印刷することは困難であります。レイアウト、様式やサイズの変更、それに係る印字関係など、電算システムの改修が必要となること、投票所入場券の作成は、岐阜県市町村行政情報センターに業務を委託し、県内の多くの市町村が同じ様式を使っていること、システム変更に伴う所定の費用がかかることなどがその主な理由であります。

ただ、実際に利用している他県での例もあります。また、これからも導入しようという近隣市町村の動向もありますので、そういった事例を参考にしながら、利便性向上の観点、選挙経費の節減、電算システムの課題等、検証しながら、慎重に今後導入の方向に向けまして検討していきたいと考えておりますので、御理解をお願いします。

最後に、大沢議員からも御発言がありましたけれども、期日前投票の宣誓書はホームページで事前にダウンロードが可能ですし、さらに今回の選挙では、役場玄関を入ったロビーにおいても宣誓書の記載所を設けてあります。職員は常駐はしておりませんが、そこで記入した宣誓書を持参して、期日前投票所に入室することも可能となっております。

選挙人が選挙を身近なものと感じ、明るい雰囲気できれいに投票できるよう、我々職員一同も創意工夫をしなければなりません。議員におかれましても、改良すべき点など申し出ていただければありがたく存じます。

以上で答弁とさせていただきます。

〔9番議員挙手〕

議長（加藤保郎君）

9番 大沢まり子さん。

9番（大沢まり子君）

明快な御答弁、ありがとうございました。明るい選挙となりますよう、頑張ってまいりたいと思います。よろしくお願いします。ありがとうございました。

議長（加藤保郎君）

これで、大沢まり子さんの一般質問を終わります。

続きまして、1番 高山由行君。

質問は、一問一答方式の申し出がありましたので、これを許可します。また、パネル等を活用しての質問の申し出がありましたので、これを許可します。

1番（高山由行君）

おはようございます。

前のお二方の質の高い御質問の次で、私の与えられた任期4年の16回のうちの、きょうは14回目の質問でございます。相変わらずの緊張の中での質問でございますが、私は私なりの言葉で質問したいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

議長のお許しをいただきましたので、2点ほど質問いたします。2点とも渡邊町長への質問でございますが、今回は一問一答でお願いしてありますので、追加質問も含め、御答弁をよろしくお願いいたします。

早速1点目の質問でございますが、昨年9月の第3回定例会の折、「町長マニフェストの中間検証」と題し質問いたしまして、2期目、中間点でのマニフェストの進捗状況を、カテゴリー別に災害関連、エネルギー施策、環境施策、名鉄広見線対策、デマンドの仕組み、生活環境、若者の定住化、介護予防対策、議会関連、常設型住民投票条例と、御答弁をいただいております。本来ならば、4年目の来年度、第2回定例会6月議会ですが、その折に質問しなくてはならないところではございますが、来年度は町長選挙、議員選挙もございまして、日程も今のところしっかりと定まっておられませんし、2点目の質問内容にも関連してまいりますので、今回、再度、4年間起承転結の結びの年でございますが、「町長マニフェストの達成度」と題しまして、町民に対して、4年前に描いておりました選挙用マニフェストの政策の達成度と反省すべき点

など、説明責任を果たしていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

今回は執行部の方にも町長マニフェストがわかりやすいように、ちょっと大きくなり過ぎましたが、字は小さいですけど、そのときのマニフェストをパネルにしてまいりましたので、よくごらんになっていただきまして、また先回と同じような目線に立って一緒に考えていただきたいと思います。

冒頭でも申しましたように、前回質問の折に町長には細かく御答弁いただいておりますので一つ一つは質問いたしません、この選挙用マニフェストには11点ありますが、達成度と申し上げても非常に抽象的でありますし、政策的には継続的に取り組むものも多く、何々、これだけ達成できたと断言できないところもございますが、前回の町長の御答弁も踏まえまして、二、三質問いたします。

前回質問した答弁内容の中に、このマニフェスト1番から11番までありますが、一番大きく動き出したものに3番の亜炭廃坑問題の解決があります。まさに本年度より、亜炭廃坑の予防的埋め戻し工事が始まろうとしております。亜炭鉱廃坑対策室が新設されまして、大規模災害時の一時避難所の学校の運動場の地下、そして危険度の高い比衣地区の民地の地下、1次、2次と進めていただいているところではありますが、質問要旨とは少し違うかも知れませんが、町長の任期中にどこまでの道筋をつけていくおつもりか、お伺いします。

先日、町長は、フランス・コルマール国際観光展において御嵩町のトップセールスをしていただきましたが、古田岐阜県知事と亜炭廃坑について次なる一手をお話しする機会がありましたでしょうか、あわせてお伺いします。これを1つ目の質問とします。

2つ目の質問は、常設型住民投票条例の設置であります、前回の御答弁では、今の議会は、御相談申し上げれば理解していただける部分が多くあると思いますので、喫緊の課題で常設型の住民投票条例が必要な状況でないと答えられております。常設型住民投票条例が必ずしも住民投票実施までのハードルが低くなるとは言えませんが、住民から見れば政治参加の手段であり、代表機関から見れば代表制の補完物と言われております。平成23年第4回定例会の私の質問にも、新しい答えを出さなければならない事案も必ずやあります。そうした場合に、議員の皆さんの判断、それだけでいいのか、行政側の判断も含めて、我々だけでこの議場の中でいいのかという判断は、やはりしていくべきであろうと。そうしたときのよすがとしての住民投票は必要になってくるのではないかと答えられております。

唯一手つかずのマニフェストの項目ですが、平成の大合併のときに、市町村合併に係る住民投票が450件近くに上り、それ以降はほとんど実施されていませんし、常設型住民投票条例が制定されている自治体でも、住民投票が実施された自治体は皆無に等しいということですので、必要性、有益性が乏しくなっているようにも感じます。

しかしながら、産業廃棄物処理施設設置の賛否を問う日本で最初に住民投票が行われた自治体議員の一人として、議会での議論、町民との議論、議場での議論を交わしたいと私は考えておりましたが、町長や私たち議員の残任期間での条例設置はないという方向でよろしかったでしょうか、お伺いします。

次に、名鉄広見線対策の東濃高校の活性化のマニフェストについて御質問します。

これについても、先回の質問の折、町長答弁で、差別化できるような魅力ある高校づくりが大切であって、普通科の学校でやっても、人気が出れば1クラス分ぐらいはすぐまたふえますと県の松川教育長もお話しされていたと、学校づくり、ひいては名鉄活性化対策になるとヒントをいただきました。

しかしながら、東濃高校ロボコン部が第11回WROジャパン決勝大会で見事優勝しまして、11月にロシアのソチで行われたWRO2014国際大会に日本代表として参加しておりますけれど、御嵩町民、まして東濃高校に名鉄電車を利用して通っていただける近隣市町村の方がどれだけ知っておられるかも疑問に思います。平成19年も国際大会に参加しておりますが、日本大会での優勝は初めてだということです。町長も陰になり、東濃高校には少なからず協力されていると私も聞き及んでおりますが、どうしてもPR不足の感がございます。県立の東濃高校でありますので、予算措置も含めて物心両面の支援というのは難しいかもわかりませんが、PR等、魅力ある学校づくりのお手伝いをもう少しできないか、お伺いします。

もう1つ、10月1日にロボコン部が来庁され、町長に優勝報告されておりますが、10月17日には、県庁において松川教育長にも報告されております。先日のフランス・コルマル国際観光展に古田知事に松川教育長も同行されていると聞いておりますが、その折に東濃高校の活性化の話は出ましたでしょうか、お伺いします。

第1問目の質問はこれで終わりますが、2期目4年間が終わろうとしています。前回、中間での御答弁以外に、マニフェストの完成度等、また反省点も含めまして、町長の所感もプラスしていただき、私の質問にお答えをお願いします。以上です。

**議長（加藤保郎君）**

町長 渡邊公夫君。

**町長（渡邊公夫君）**

立派なパネルをつくっていただきましたが、この質問が出ますと、約4年前の自分を思い出して、この写真を見ても、4年前、やっぱり若かったなということを感じながら質問を聞かせていただきました。

最近、傍聴者が少ないもんですから、高山議員も裏にまで同じようなものを張るという配慮がいかなかったのかなと思うんですが、傍聴者の方々にはこれは見えないという状況だと思ひ

ますので、後ほど見ていただくとよろしいかと思えます。

まず高山議員の、マニフェストの達成度について、部分的に御指摘を受けました。本来、マニフェストというのは、達成年度、もしくは開始年度を明記し、予算を伴う事業についてはその財源を示すというのが本来のマニフェストのあるべき姿であります。1期目4年間に向かうマニフェストには、開始及び達成年度を私は明記をいたしました。ほかの書類については、財源についても説明をさせていただいた文書もございましたけれど、町民に広く知らしめようとさせていただいた部分については、平成20年度からやりますとか、そういう書き方をさせていただきました。その意味において、選挙マニフェストに対しての取り組みに真摯さを持った4年間を送ったと、その上で2期目に挑戦をさせていただきました。

1期目と2期目の違いといいますのは、1期目に開始したマニフェストの約束事の事業を2期目もそのまま継続していくというものの中には多くありますので、達成年度等々、また着手する年度については書けなかったということが理由の一つとして、そこに年度が書いてないという理由であります。

継続し、維持しつつも、長期的に腰を据えて、2期目についてはスタートはさせたわけありますので、新しいことをスタートさせなければいけないという部分については当然明記はしてあるわけでありまして、少なくともそれに加えて、2期目となれば少し腰を据えて取り組む事業というものに何があるのかということを私自身も考えつつ、このマニフェストをつくらせていただいたと。ただ、このマニフェストをつくる際に、頭に災害に強いまちにしますということが述べてありますのは、3月11日に東日本大震災が発生して、あの状況を見た上でのマニフェストづくりになりましたので、当然その部分は強烈に意識をしながら考えさせていただきました。御嵩町は海岸部にある町ではありませんので、津波の影響は受けないでありましょうが、今現在、地下空洞の安全性について考えるならば、震度6弱の震災が起きた場合には、内陸部では一番現段階で大きな被害が出るであろうということは容易に予想ができますので、そうしたマニフェストの優先順位を示したわけではありませんけれど、やはり頭に持ってきたということは事実であります。

自己採点で、11項目中零点もあります。まず1つは、常設型住民投票条例の設置であります。そしてもう1点は、議会の土・日夜の開催を議会に求めますというところであります。この2点については議会との協議が必要でありますけれど、議会の中でも、こうしたことを私がマニフェストに書いている以上は議論をしていただけるものかなと思っていましたけれど、正式な文書が必要であれば出していかなければいけないということは思います。また、条例制定についていえば、その条例を示していく責任が私にはあると思っています。ただ、こここのところをお聞きしますと、土・日は、夜に議会を開かれた近隣の自治体もあるようですが、余り効果は

なかったということをお聞きしております。きょう、傍聴者がこれだけの数お見えになりますが、夜であったら、この女性たちが出てこられたかという、無理があるかもしれません。ただ、男性については出てこられる方もお見えになるかもしれませんので、どの方々にもどのくらい聞いていただきたいか。生の一般質問等々について、本会議とはどういうものか知っていただくためには、できる限り多くの方に傍聴していただきたいという思いは、今でも私はしっかりと持っているつもりであります。

また、若者の定住化についてであります。これは確認の方法が、今現在、どのような方法で確認していくのかという、テクニックの部分ですが、つかんでおりませんが、とても定住化が目に見える形で促進されているとは感じておりませんので、点数をつけていただいても非常に低い点数になるであろうということを思っております。

質問の順にお答えをいたしますと、次に亜炭廃坑問題の解決については、町内外から非常に高い評価をいただいて、大変ありがたいと思っております。そういう意味では、十分合格点がつけられるのではないかなとは思っておりますが、私の頭の中に想定している部分について、まだその事業を担ってはおりませんので、少なくとも今回の地下充填については、真っすぐなところからの状況で突破したということが言えるかと思いますが、少なくとも負の遺産をできる限り多く、地下を充填した上で安全性を確保していこうとするならば、私どもも経費の削減はしっかりと考えていかないと実現はできないと。日本国中で手を挙げたいと思っている自治体が、このモデル事業が御嵩町に決まって以降、多くあらわれているようでありますので、確実に御嵩町は日本のトップを走っているわけですが、あした大震災を経験すると、やはり自治体の長としては、安全性の確保として国が事業として行ってくれるのであれば、それに乗りたいと考えるのは当然のことです。そういう意味では、一日の長がありますので、御嵩町の優位性は生かしていきたいということを考えております。

政治的理解力の非常に高い方から、常に御嵩町は本当によく頑張ったねという評価をいただいております。せっかくここまで来たわけでありますので、この流れというものをしっかりとつかみ続けていきたいと考えております。

亜炭廃坑についての今後の道筋については、私、いつも言うように、この問題については端緒にittedただけであります。これからの私の仕事というのは、南海トラフ巨大地震、亜炭鉱跡防災モデル事業での財源の獲得は、まずは1つ終わったということで考えて、それ以降、じゃあ次の一手をどうしていくのかということが私の考えなければいけない非常に大きなテーマになってくると考えています。

その中で、大別して2つに分かれるかと思えます。これまでも答弁をさせていただいたように、工法や充填剤の種類を変えて考慮し、いま一度、違うものでのモデル事業として提案して

いくのか、モデル事業から、モデルをしたわけですので、今度は本事業へ移行していった  
だくのか、この2つに1つになるかと。内容については、まだまだ幅はあると思いますけれど、  
そのような次の一手というのは2つに分かれてくるのではないのかなと。分かれた場合に、御  
嵩町としてどう選択していくのか、何を選択していくのかということは十分考えていきたいと  
思います。

何せ私の前の町長まで含めて、来年、御嵩町は60年周年を迎えるわけですので、60年間、待  
ちに待って初めてあれだけのお金をいただいて事業として成立するわけで、国道や県道も含め  
ていけば、御嵩町に垂炭廃坑の問題で約60億円ぐらいは投入されると思いますけれど、60年ぶ  
りにやっとやっていただけるんだから、今度は60年後だという話では済まない。人間という  
のは欲というものがありますので、こういう事業が行われれば、さあ次はどうだという話にな  
るんですけど、その次の壁はまたまた大きな壁、高いハードルがあるということの覚悟が必  
要だと思っております。

その道筋をしっかりとつけておきたいということは、当然私自身も考えているわけでありま  
すけれど、私はあと7カ月の任期しかございませんので、その間にどれだけ大きな動きがある  
かとなると、具体的にはなかなか説明できないというような状況にあります。この件について  
は、また国の予算が補正予算として平成26年度分が組まれる際に、そこに何らかの答えが見えて  
くるのかもしれませんが、そうではないのかもしれないということで、今後注目してまいりた  
いというふうに思っております。

知事との協議については、最近といたしますか、知事の言葉の中で非常に印象に残った言葉が  
ございます。「これで終わりにするわけにはいかない」と言っていただいております。また、  
新聞報道でもありますように、国土強靱化計画には、岐阜県として重点課題と位置づけていた  
だいておりますので、そういう意味では、御嵩町の垂炭廃坑問題については、常に頭の中に持  
っていただいているということは事実かと思えます。そういう意味では、知事に対して大変心  
強く、感謝するばかりでありますけれど、今国政選挙が行われています。国政選挙においても、  
それぞれ支持される方はあるかと思えますけれど、そうした国会議員の方々にもこの御嵩町の  
現在の状況を説明しつつ、まずはお礼、そして今後のお願いということを、少なくとも御嵩町  
議会議員ならばしていただきたいということは考えております。

次に、常設型住民投票条例の設置についてであります。

私自身は、議員として大変葛藤して、間接民主制と直接民主制の狭間で非常に苦しんだと。  
さきに行われた御嵩町の産業廃棄物処分場に関する住民投票の際には、私は1年生議員であり  
ましたが、自分の存在というのは、間接民主制であるから存在している。また直接民主制であ  
る町長は、いわゆる大統領みたいな存在ですから、直接民主制である住民投票とは非常になじ



みやすいと。逆に言うと、議会はなじみにくいというのが現実として起きるかと思います。

そんな中で、高山議員がおっしゃられたように、住民がどのように考えておられるかということを知る手段としては、最もわかりやすい手段になってくるということも事実であります。

議員の覚悟が必要になってくるということかと思います。議会議員の判断を、補完という意味で言葉を使われましたが、まさにそのとおりでありまして、私が考えた当時の住民投票の位置づけというのは、御嵩町議会がまず決議をした上で住民投票は行われるべきだと。柳川町長はそうはおっしゃらなかった。住民投票の結果が出てからやればいいじゃないかということは言っておられたんですけど、彼は町長だからそれは言えたというふうに思っています。議会議員の立場であるなら、自分たちが判断した答えが町民の答えとねじれがないのかということを確認するためのものにしないと、当時の御嵩町議会の議員はいないと一緒ということになってしまうという、本当に自分の中でつらい決断をし、やっと導き出したのがそういう答えであります。

大変心配しておりましたのは、このところ、議会のルールというものをほとんど無視されるような議員も多く出てきておりますので、少なくともそれが間接民主制、いわゆる二元代表制だということで、自分たちは選挙で選ばれたんだということでおっしゃる議員もありますけれど、少なくとも住民がどう考えるかということについて責任を持って判断をしていただけることができない議会があるとしたら、私はかなり強い意志を持って常設型住民投票条例の設置に向かっていくということになるかと思っておりますけれど、現段階では良心的な判断がなされる議会だと私自身も思っておりますし、議長もそのような努力をしておみえになるのは十分わかっておりますので、ここは事を構える必要はないと考えておりますが、議会の皆さんと、この件については十分議論をして、その位置づけも含めて考えていきたいと思っております。

年が明けましたら、全員協議会などで一人一人のお考えをお聞きしたいというふうに思っております。

次に、東濃高校の問題であります。

大変高山議員も、公私ともに東濃高校に対しては協力をしていただいているということで、OBの一人として心からお礼を申し上げたいと思います。

私が町長になりましたから、御嵩町から全国大会規模の、スポーツのみならず、文化的な活動も含めて全国大会に出ていく、年齢も性別も関係なく、そういう町民に対しては、町長室に来ていただいて激励をして送り出したいということを始めました。実は、全国大会に東濃高校ロボコン部はもっと前から出ていたようでありますけれど、風のうわさに聞いて、初めてロボコン部に来ていただいたと。むしろ、東濃高校については、向こうから一切来られなかったと。つまりは、東濃高校のいわゆる自信のなさといいますか、風評にさらされている部分でかなり

腰が引けていたんじゃないのかと。校長に私は言いましたけれど、こういうところから明るい話題を提供していかないと、いい高校であるというPRはできませんよということで、ちょっとでもいいですから、御嵩町のそういう場を使っていただきたいということで、来ていただくようになったというのが始まりであります。

まだまだPRは足りません。そういう意味では、東濃高校が世界大会に出ているなんていうことを知っている方はかなり少ないんじゃないのかなというふうに思いますので、町としてもお知らせしていくお手伝いをどしどししていきたいというふうには思っております。

今回は、誰が言うでもなく、県の教育委員会にまで報告に行かれたと聞き、私自身、本当にうれしく思っておりますし、松川教育長も、大変その件に関しては喜んでおみえでありました。

高山議員のおっしゃるように、松川教育長とは、パリのウエストミンスターホテルで協議をする場を持ちました。東濃高校のロボコン部の存在について非常に喜んでおみえになりましたし、そこから希望が見えてきたのかなというふうには思いましたけれど、非常に松川教育長のトーンも上がっていたと感じました。

その中で出てきたのが、東濃高校は外国人の生徒も多くいますので、皇室の関係者が入られた大学のように、校門をくぐったら日本語は一切使わないというようなクラスをつくってもおもしろいんじゃないのかなというところまで話が行きました。まだ技術的なところを詰めたわけではありませんので、そうした特異性を持った高校にしていくことが現段階での東濃高校生き残りの最善の策ではないのかなということが双方で確認されたということでありまして、大変いい時間を送ることができたと安堵しております。今後、教育長にも再びお会いしまして、今後の東濃高校について私の考え、教育長の考え方、あるべき姿というものを追求してまいりたいと思いますので、高山議員にもアドバイスをいろいろいただきながら頑張ったいと思いますので、よろしく願いいたします。

〔1番議員挙手〕

議長（加藤保郎君）

1番 高山由行君。

1番（高山由行君）

細かくマニフェストの政策の点について御説明いただきました。

2点ほど、御自身では零点という常設型と、あと議会の土・日の夜の開催ですけど、お恥ずかしい、町長が言ったとおりで、議会の土・日夜の開催は、町長のマニフェストにあるということも自分自身確認しておりますし、提案はされておりましたこともわかっておりますが、議会の中で、本当に土・日夜に開催しても来てくれるかということで、それと、ここにおられる方の負担が大きくなるということも加味しまして、なかなか腰が引けている部分もございまして、

実際は。だけど、僕たちの任期も来年の7月までですので、その間には1度や2度は議会の中で話し合いの機会が持てたらなと自分自身は思っておりますし、提案もしていきたいと思えます。

もう1つ、常設型住民投票条例の設置ですけど、これも町長は議運のときにかなり前町長に質問されておりました。かなりのあれで僕は出てくるかなと思いましたが、今、議会と町政幹部の方の関係は聞いて、話し合いが持てるということで、ないということですが、一つ、町長は議員から町長になったわけです。それで、そのことに対して、そういう気持ちが薄れてきたと僕は感じましたが、町民側から、町民の政治参加する形としたら、これも必要の部分もあるということも思えますので、また議論の場にさせていただければありがたいと思えます。

以上で、1問目の質問は終わります。

次に2問目の質問に移ります。

1問目で2期目のマニフェストについてお話をいただきました。その総括を踏まえての質問になるかと思いますが、3選を目指しての町長選挙への立候補についてであります。

来年度、平成27年度は町長、議員の選挙の年になっております。4年前には引退なさった早川議員が同じ質問もされております。また、渡邊町長も平成15年の第1回定例会一般質問において、当時の柳川町長に「柳川町政8年間の総括」と題しまして質問しておりました、そのときは3選についての明言はなかったわけではありますが、早川議員と町長の関係、そして渡邊町長と柳川前町長の関係、そして私と渡邊町長の立ち位置、スタンスはそれぞれであります、行政の監視役、町長の監視役ということで、議会、私、議員というスタンスでもありますが、そういう質問は時あるごとにするというのが私のスタンスでありますので、私は、町長の議員時代は全く知りません、学校での先輩、後輩の関係ではありますが、議員としてのおつき合いを見させているのはこの3年半であります。私の議員生活も3年半であります。町政に対する課題はその時代時代に山積しており、その課題を1つずつ克服し、町民の福祉の向上と、幸せだと感じられるまちづくりが、議員もそうですが、町長の役割だと常々考えております。そして、町民を幸せへと導いて、リーダーシップを発揮され、機関車役となっていただくことだと思います。

渡邊町政8年間の踏まえ、現渡邊町長は、来年度、平成27年、まだ日程は来年の5月ごろに決まるということですが、6月の終わりか7月の最初に行われる町長選挙において立候補する意思がおありになるか、お伺いします。以上です。

**議長（加藤保郎君）**

町長 渡邊公夫君。

**町長（渡邊公夫君）**

高山議員の、来年の町長選挙に立候補するかどうかの御質問についてお答えをしたいと思います。

「権不十年」という言葉がございます。長期政権を好まない、身を引く企業経営者や政治家の何人かがこれまでに使われたと記憶しております。どれだけ優秀な人材であっても、権力を持つと、10年もたてば腐敗していくという戒めの言葉であります。そういう意味で、長期政権というのは、どのくらいの単位が長期政権と言うのかどうかということであれば、ちょうど首長の任期8年、そして3期目になると、その10年という大きな節目を迎えるということになるかと思えます。

では、果たしておまへは権不を招かないのかという質問をされたとしたなら、現段階ではないであろうとお答えできるんじゃないのかなと。それは、腐敗を招くというのはよどみが出てきてくるということになるかと思えますけど、そのよどみをつくっている暇がないというような状況であります。これは、亜炭廃坑の問題もそうでありまして、名鉄の問題もそうであります。そして、環境モデル都市の問題もそうであります。とまっている暇はないという状況でありますので、権不を招いているようなよどみをつくっているいとまはないと言えるかと思えます。

現段階での予定としては、年が明けましたら後援会の役員会を開催したいと思っております。60人から70人という人数になるかと思えますけれど、その場で、現段階で私自身、前向きな話をさせていただきつつ、後援会の皆様に理解をいただけ、お許しがいただけたなら、正式に発表させていただきたいと思っておりますので、この場の答弁についてはそこまでとさせていただきますので、よろしく願いいたします。

〔1番議員挙手〕

**議長（加藤保郎君）**

1番 高山由行君。

**1番（高山由行君）**

雰囲気的には理解はしたつもりではおりますが、その後、町長がはっきりと立候補の意思があると今の時点で言われたならば、次の選挙のマニフェストに明記することもお聞きしたかったわけですが、今回の答弁内容を理解して、ここまでの私の質問とさせていただきます。ありがとうございました。

**議長（加藤保郎君）**

これで、高山由行君の一般質問を終わります。

暫時休憩します。再開は11時とします。

午前10時44分 休憩

議長（加藤保郎君）

休憩を解いて再開します。

一般質問を続けます。

12番 谷口鈴男君。

12番（谷口鈴男君）

さきに通告をしておきました、小規模契約希望者登録制度の導入を望むということで質問をさせていただきたいと思います。

質問に先立ちまして、私が議員、長きにわたって同衾を組んでまいりました佐谷時繁議員が、残念なことに逝去されました。改めて哀悼の誠をささげたいと思います。

それでは質問に入らせていただきます。

今回の質問につきましては、特に経済センサス基礎調査、商業統計調査等を通じて、御嵩町内の事業所、企業の基本構造を明らかにし、また事業所、企業の経済活動の状況を明らかにする活動調査が、それぞれ過去において行われてまいりました。その結果、当御嵩町にあっては、中小零細商工業の落ち込みが顕著になってきております。あわせて、直近の御嵩町商工会において、中小零細の商工業の現状を調べてまいりましたが、製造業、建設業、小売業、サービス業等の御嵩町内15事業所売上推計におきましては、平成24年4月から6月までの統計でいきますと約4,000万円、それが平成26年10月11期、これは直近でありますけれども、約4,000万が3,400万円へと落ち込みが非常に激しくなっております。また、商工会の組織率の上でも、商工会員数におきまして、その減少が顕著になってきております。これらは何をか語らんかであります。

そこで、通告しております本日の質問に移りたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

町の経済活動の向上は、町の活性化の起爆剤となり得るものであります。可児市が既に数年前から制度として導入しております小規模契約希望者登録制度を導入し、町が発注する小規模な契約、これは内容的には、例えば内容が軽易で、その履行の確保が安易であると認められる工事、また役務提供または物品購入に係る、予定価格が1件当たり50万未満というような内容のものでありますけれども、このような町が発注する小規模な契約に係る業者選定の際に、その受注を希望する町内の事業者及び当該事業者が受注を希望する業種を登録した御嵩町小規模契約希望者登録名簿を活用することによって、町内の事業者の受注機会を拡大し、町内の経済の活性化を図ることは、極めてこの時期重要かと思っております。

よって、この制度の導入をぜひ御嵩町においても実現をしていただきたい、これが私の質問の趣旨であります。

この制度を導入するに当たっては、別に条例を制定する必要もございません。これは、町の入札に関する要綱等で制度導入ができるものであります。

特にこの御嵩町内の零細商工業者につきましては、行政側から発注する案件にあつて、なるだけこの地域の業者を利用しながら今の経営を支えていく。そして事業の改善を促していく、さらには事業後継を可能にしていく、これは町の活性化のためには極めて重要な案件でございますので、ぜひとも御嵩町の入札制度の中にこの制度を導入していただいて、町の活性化に資する行政の積極的な姿勢を示していただきたいと、そう思います。どうかよろしく願いをしたいと思ひます。以上です。

**議長（加藤保郎君）**

町長 渡邊公夫君。

**町長（渡邊公夫君）**

谷口議員の、小規模契約登録制度の導入検討についての御質問にお答えをいたします。

私自身は、商工会の活動を通しまして、社会の構造や行政とのかかわり、また政治参加など、多くのことを学んだと、商工会活動に対しては心から感謝をしている次第であります。したがって、今現在でも自分の立ち位置は、片方の足は商工会に置きたいと考えております。谷口議員も商工会長を務められたということで、町行政と商工会の連携は欠かせないことであると十分御承知かと推察をいたします。また、現在の商工会の組織率の低下、また会員の閉塞感というものは肌で感じておられることと思ひます。本日の質問は、私にとつても大変大切な制度設計への第一歩と考えております。

今後の施設管理については、修繕のニーズが非常に多くなるであろうと誰でも容易に想像ができることとなります。御嵩町役場において、最近の施行を見ましても、小規模契約業者で十分対応できた事業がほとんどであったような気がいたします。

私、議員の当時にこの場で怒ったことがあります。人員削減の中で、この議場というのは鍵が締められています。その鍵をつけるべきだと。職員が1人、鍵をあけたり締めたりということで外からやっておりましたので、これは中から閉じるようにすれば事務局だけで済むだろうということで鍵の設置を求めたわけですが、そのときとつた行政の行動というのは、数十年前にこの御嵩町の役場を建設した熊谷組に連絡をとり、熊谷組から下請として御嵩町の建具組合に鍵の設置を発注したと。その間の経費というものは膨大な金額になってきた。鍵一つつけるだけでも、そういう無駄遣いをしているという現実が目当たりされることになったと。どう考えているんだということを指摘したことがございます。

そういう意味では、今後、御嵩町で起きることというのは、どれだけそうした中間を省いていきつつ、直接的な事業の発注、物品の発注をしていくかということに尽きると思います。

同じものを手に入れるにしても、一円でも安く。職員に申し上げているのは、人様の金を使うんだから一円でも安くやる、そういう考え方をしよう。大盤振る舞いするのは、自分の財布から出すお金にしておけということは口を酸っぱくして申し上げているところであります。

ただ、商工会の会員の中で私が常に感じておりましたのは、役場だから、少々高くても地元業者を使うべきじゃないかという声が上がっておりました。私は、御嵩町役場発注の仕事をする気は毛頭ございませんでしたので、それは変えないだろうと。いわゆる消費者の立場からいけば、一住民の立場からいけば、余分にお金を払って買うなんていうことはあり得ないと。つまり、経営努力を商工会員もしないと買ってもらえなくなるぞということは常々商工会の中で言ってきたことであります。施工する側も、逆に発注する役場の側も、役所価格などというものをういようとすると、地元への発注は遠のくばかりと考えております。

小規模契約登録制度の導入の一番のネックとなるであろうと想定されるのは、行政側のチェック能力、並びに管理能力と認識をした上で、留意点について述べておきます。

まず対象者、いわゆる小規模契約をしていく事業者、こういう人たちの信頼性の問題としてどのように判断していくのか。例えば商工会員に限定するか否か。その信頼性を確認するという意味においては、何らか判断基準を設けなければいけないというふうに考えております。そのようにしていくことによって、現在の御嵩町商工会の組織率が上がるのであれば、私は一挙両得かなということは思っております。

もう1点は、小規模契約と解される事業に対しての、いわゆる金額の上限を幾らにするかということでもあります。私は、もともと建築屋ですので、私の夢は御嵩町の職人を集めて、木造の建物なら1軒ぐらいは十分できる人たちがそろっているわけですので、そうした発注ができるようになれば本当にうれしいなということは思うんですが、いわゆる管理という面で非常に難しいということは言わざるを得ないというデメリットもありますので、そういう点について、金額の上限の設定が非常に難しいというふうに思っております。

また、施工されたもの、また納入された物品について保証をどうしていくのか。つまり耐用年数であるとか、保証期間であるとかということ、小規模契約の相手方といえど、ある程度はしっかりとしたものにしていかないと町民の皆さんに迷惑をかけることになるかと思っておりますので、そういう点をしっかりと議論し、検討した上で取り組みをしなければいけないと考えております。

私自身は常に前向きでありたいと思っておりますので、想定されるデメリットよりもメリットを優先していきたいと考えております。具体的にするまでに、そのデメリットが全て解決で

きるように知恵を絞っていきたいと考えております。

実施要領作成については、早急に着手したいと考えておりますので、御理解のほど、よろしくお願いいたします。以上であります。

[12番議員挙手]

**議長（加藤保郎君）**

12番 谷口鈴男君。

**12番（谷口鈴男君）**

町長御指摘のように、こういう制度を導入するということは、やはりメリット、デメリットきちっと精査をしていくというのは極めて大事なことであります。

1つには、これは新たな取り組みであります。それと同時に、私が先ほど披瀝しました直近の商工会の状況を申しましたけれども、この小口契約の希望者登録制度につきましては、商工会の会員にこだわる必要は全くないと思います。町内には商工会に参加しない業種もございますし、したがって、少なくとも町内の事業所、ないしはここに事業の拠点を持つ事業所に拡大をしていけばいいかなと思っております。

それともう1つは、金額の設定につきましても、やはり町の随意契約等の問題もございますので、その辺で町独自で一度よく検討なさっていただけて結構かと思えます。基本的には、行政側から受注、いわゆる発注の機会がある場合、少額のものについては、なるだけこの地域内の優良な業者たくさんございますので、そういうところへ受注の機会をふやして、そして経営の一助にする、そして商工業者の活性化を図るのが目的でございますので、どうかその辺、十分留意されて、しっかりしたい制度をぜひとも早期に導入していただける、さらに努力をしていただきたいと思います。

ありがとうございました。終わります。

**議長（加藤保郎君）**

これで、谷口鈴男君の一般質問を終わります。

続きまして、5番 柳生千明君。

**5番（柳生千明君）**

前任者がちょっと時間が早かったものですから予定が狂いまして、さらに傍聴人の方がこの次の安藤議員のことは期待されておりますので、できるだけ早く済ませていきたいと思っております。

議長よりお許しをいただきましたので、質問させていただきます。

今回は、地域防災における消防施設の建てかえ、特に今回私が出したかったのは、第4分団消防倉庫の建てかえということで質問させていただきます。



近年、局地的な豪雨災害や東日本大震災に代表される大きな地震災害が発生してきています。東日本大震災による東海・東南海・南海の震源想定が出されています。最近では、長野県で震度6弱の地震もありました。しかし、多くの地域で災害は発生してきていますが、地域住民自身は何をしていいのかよくわからないのが現状です。災害を最小限に食いとめるためには、町を初めとする防災関係機関による災害対策の推進はもとより、住民一人一人が日ごろから各種災害について認識を深め、みずからの命はみずから守る、みんなの地域はみんなで守るという基本理念と正しい防災知識を深め、平素から災害に対する備えを心がける必要があります。

そこで、御嵩町公共施設マネジメントによる施設の概要、状況を見ると、消防施設は、御嵩町消防団規則に基づき、消防団ポンプ車の倉庫として、また消防団員の詰所として各地域に1カ所、計4カ所整備されていますが、老朽化率の平均が90.75%となっており、全ての施設が鉄筋づくりでなっているが、第4分団においては昭和47年の旧耐震基準で整備され、耐震診断ははまだ実施されておらず、消防施設は主に昭和50年に整備されておるが、第4分団は既に耐用年数を経過しており、老朽化率から示すと110.5%を示しております。今後何年かこういう状況が続けば、震度6強の地震が発生すれば倒壊は免れないでしょう。地域災害のかなめである消防団員が、こんな状況の中でまともな救助活動ができるか疑心暗鬼であります。第1分団の消防倉庫の移転も検討されておりますが、いま一度、施設の建てかえを検討願うとともに、伏見公民館におきましては避難場所となっておりますので、できれば東側の駐車場になっているところに土地の購入と施設の建てかえができないかということでお尋ねしますので、よろしくお願いいたします。

#### 議長（加藤保郎君）

総務部長 寺本公行君。

#### 総務部長（寺本公行君）

それでは、地域防災における消防施設の建てかえに関する柳生議員の御質問にお答えします。議員の御質問の趣旨は、第4分団車庫、伏見公民館東側にある駐車場を購入し、そこに移設、新築できないのかといった要望だと思います。

御存じのとおり、御嵩町消防団は4地区に消防車庫及び詰所があり、各地区の分団が消防団活動の拠点としています。しかし、いずれも昭和に建てられたものであり、第1分団と第2分団車庫は昭和56年、第3分団が昭和59年、そして議員御指摘のとおり、伏見公民館前にある第4分団の車庫は昭和47年の建築で一番古い建物であります。

現在、町ホームページで公開しております公共施設マネジメントでも、客観的な数値でその老朽化を示していることは議員御指摘のとおりでございます。

消防団本部からも、老朽化が進む分団の車庫、詰所について、将来に向けての建てかえを含

めた整備更新の要望が寄せられています。

町行政といたしましても、消防団車庫は地域防災計画上、かつ消防団活動の拠点として重要な施設であり、その整備の重要性は認識しているところであります。しかし、町の抱える公共施設の管理については、消防施設に限らず老朽施設が多い中、その維持や管理のための財源確保が今後重要な課題となります。この第4分団車庫につきましても、土地を新たに購入して新築していくとなると事業費用が膨大となるため、必要最小限での対応策を講ずるなど、ほかの方法での検討も必要であると考えます。

平成27年度に公共施設等総合管理計画を策定する予定であります。これは、あくまで公共施設の管理に関する町の基本的な考え方をまとめるものであり、個々の施設についてどのようにしていくかは、現状と課題を整理して検討作成する個別計画に基づいて進めていくこととなります。

これらの計画を策定する上で、町の基本的スタンスは、改修して使えるものは改修を優先して事業費を抑えることとあります。消防団車庫は地域防災力のとりでであり、消防団活用に必要不可欠な施設であります。とりわけ御嵩町の消防団は、各分団とも地域を挙げての分団運営が展開されてきたという歴史的な位置づけがあることから、地域の実情や住民の方々の意向も含めて協議を行ってまいりたいと考えております。

また、一方で、地域住環境の変化も含めて、多様化する災害時への即応性を考慮した立地条件の勘案も必要とされます。したがって、具体的な計画は明言できませんが、今後の町消防防災施設の管理計画全体の中でその検討を進めてまいりたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。よろしく願いいたします。

[5番議員挙手]

**議長（加藤保郎君）**

5番 柳生千明君。

**5番（柳生千明君）**

どうもありがとうございました。

やはり財源とかいろんな問題で即時返答はできないと思っております。今それぞれ消防自動車も新しくなっておりますし、南山には新しいグラウンドもできておる。それから、前回、町長の所信表明の中でも、いろいろと団員募集とか、また女性団員の募集とか、特に可児市におきましては既に女性団員が10名入団したというような状況もありますので、特に地域においては消防というのは重要な位置づけをされておると思います。ですから、今後は、計画的になかなか組み込むことはできないかもしれませんが、やはり早急にやるべきことだと私も思いますので、できればここ5年以内ぐらいの中で何とか明記できるような計画をつくっていただくよ

うにお願いしたいと思いますが、いかがですか。

**議長（加藤保郎君）**

総務部長 寺本公行君。

**総務部長（寺本公行君）**

5年以内という具体的な期限を示されましたけれども、まずは27年度に総合管理計画、その後個別計画という形になってきますので、この個別計画につきましては、当然議会の方、地域住民との協議が必要になってきますので、時間もかかると思います。ということですので、5年の期間ということに関しては、答弁は明確にはお答えできませんので、よろしくお願いたします。

[5番議員挙手]

**議長（加藤保郎君）**

5番 柳生千明君。

**5番（柳生千明君）**

わかりました。個別計画ということですので、いろんな要素もありますので即時回答できないと思いますが、今後、期待しておりますので、前進ある回答をよろしくお願いたします。ありがとうございました。

**議長（加藤保郎君）**

これで、柳生千明君の一般質問を終わります。

続きまして、3番 安藤雅子さん。

質問に際し、資料の配付の申し出がありましたので、これを許可します。

今から事務局に配付させます。

[資料配付]

**3番（安藤雅子君）**

お許しをいただきましたので、質問をさせていただきます。

私の防災コミュニティ複合施設についてですが、農協の跡地に関連する質問はこれで3度目になります。何度もお尋ねをして非常に恐縮ですが、町にとってとても重要な問題だと捉えておりますので、御理解をいただき、お答えをよろしくお願いたします。

また、1週間前の全員協議会の場で詳しい説明をしていただきましたが、既に質問を用意しておりましたので、重複する部分もありますが、再度お尋ねをさせていただきます。

それでは、一般質問に入ります。

上之郷地区に予定をされている防災コミュニティセンターについて、3点お尋ねします。

この質問は、今お手元に配りました資料も一部使いながらの質問になりますので、資料をご

らんになりながらお聞きください。

まず1点目に、先般行われた行政懇談会で防災複合施設の説明があり、設計イメージの提案とアンケート集計結果が発表されました。本年5月の一般質問で住民への周知、意見の聞き取りについて伺った折、行政からの一方的な説明だけでなく、ワークショップ、各団体へ出向いて意見を聞くなど有効な手段を複数活用し、意見の言いやすい状況をつくって、地域と協働で計画づくりをしていくと答弁されました。町長も、施政方針の中で、町民や議員の意見を十分に聞くと言っておられます。

住民への周知、意見の吸い上げというのは難しく、行政といえど限りがあるということは承知していますが、行政が使われたものと同じ資料とアンケートをいただいて、私は49の方にアンケートをとらせていただきました。この方々のほとんどは、行政懇談会やアンケートをとった防災訓練の場に参加されていない方々なのですが、その結果は、行政のアンケート結果とは随分違っております。特に平常時の利用については、75%の方が「よくない」「余りよくない」と答えてみえます。コミュニティ施設としての効果が期待できないから、現状で満足しているからの理由がそれぞれ36%を占めています。自由記入欄で、行政のアンケートでは施設の利用に関する御意見が多かったのですが、私のとらせていただいたアンケートでは、コミュニティ部分については既存の施設の有効活用を望む意見が20人と最も多くあり、新しく建てた場合の維持管理、経費、利用などを心配される意見も14人と多くありました。私も、コミュニティについては利用される方の地域がある程度限られてくるので、新設されたら新しい利用者の方がどんどんふえるという可能性は薄いのではないかと考えます。

大規模災害に備えての防災施設であるということは全町民に関係があるのですが、伏見地区での行政懇談会では、この複合施設についての説明がありませんでした。それはなぜでしょうか。アンケートでも「知らなかった」と答えられた方がありましたが、周知は十分だったとお考えでしょうか。

行政のとったアンケートは328人、一方、私のとったアンケートは49人で、割合としては13%です。ですが、この数字は少ないからと無視できるものではないと考えます。このアンケートでの意見をどう受けとめ、どう取り込んでいかれるかをお伺いします。

2点目は、行政懇談会のときにも、平常時の管理運営は地域の方に任せたいとお話がありましたが、その役を担っていただく団体の予定はありますか。

ボランティア団体がうまく機能している前例として、町内にはぼっぼかんの母べえがあります。このケースでは、2年ぐらい前から立ち上げて、管理運営についての話し合いが行われてきました。本来、コミュニティに関しては、地域から声が上がってくるべきだと考えます。今回はぬくもりの家から要望書が出ておりますが、ぬくもりの家の方々に管理運営を引き受けて

いただける予定がありますでしょうか。そうであれば、現在どういった進みぐあいでしょうか。また、健康増進スペースも計画されていますが、その活用も含めて、施設のランニングコストはどれくらいかかると考えてみえるかをお伺いします。

3点目です。アンケートの意見にもありましたが、コミュニティに関する部分で、上之郷公民館とのすみ分けをどのように考えてみえますか。この質問は、以前にもいたしており、そのときのお答えは、介護予防、親子で遊べるスペース、農産物を販売するスペースなどを考えているということでした。ですが、これらの事業は、公民館で展開することは不可能でしょうか。来年度には公民館2階の空調を直していただけるとのことで、大変ありがたく思っておりますが、新しい施設と公民館の利用者は重複する方が多いのではないかと予想します。2カ所に分かれて活動するより、1カ所に集約して活動するほうがよいのではないのでしょうか。新しい建物ができたら公民館の利用者がうんと減ってしまったという状況が起こるとしたら、行政としても不本意だと思います。

先般、議会と懇談会での話し合いの中で、ぬくもりの家の方から、エレベーターとトイレの対応さえできれば活動は公民館でも十分との御意見をいただきました。公民館の改修や運用の仕方を整えることで利用者のニーズに応えることができるのであれば、新たにコミュニティ部分を設けなくても大丈夫ではないのでしょうか。建設費やランニングコストから考えても、公民館改修で対応できないものでしょうか。行政はどのように考えてみえるのか。

以上、大きく3点についてお伺いをいたします。御答弁をよろしくお願いいたします。

**議長（加藤保郎君）**

町長 渡邊公夫君。

**町長（渡邊公夫君）**

防災コミュニティ複合施設について3回目の質問です。委員会であるとか、いろんなところでも説明をさせていただいているわけではありますが、その質問に対してお答えをする前に、基本的なことについて安藤議員に申し上げておきます。

御嵩町議会というのは、行政の私が言うのもおかしいかもしれませんが、私も12年、議員をやってきましたので、議会のあるべき姿というものは十分研究してきました。また、議会での現段階でのあるべき姿に対して、対応を行政の長としてさせていただいているという立場で申し上げます。

御嵩町議会の議会運営上のルールというのは、御嵩町議会としては委員会主義を用いております。また、全員協議会を、これも基本的に多岐にわたった全ての項目についての説明をさせていただく場としております。これは議会の効率性というものも考えて、多分、日本全国の地方議会というのはこういう方式でやっておられます。何回も質問されても、答弁はほとんど行

政側としては変わりません。全て調査しながら根拠に基づいて答えさせていただいておりますので、毎回答弁が変わるなどということはありません。もしあるとしたら、これは既に議会の皆さんには全員協議会であるとか、そういう場で必ず説明をした上で方向転換をしていくということになります。これは、御嵩町議会が決めておられることです。それに対応を行政はさせていただいている立場であります。私に対して御嵩町議会から、そうした委員会主義等々について変更をしたいという相談は一切ございませんので、これまでの議会運営と何ら変わらないとするなら、安藤議員、もう少し考えていただかなければいけないと思っております。

次に、アンケートについてであります。

もしこの場で私が100人の方に、自分の足でアンケートをとってきました、こういう数字でしたと報告をしたとしたなら、安藤議員はそれをどう思われますか。多分今、安藤議員が思ったことを、現在、安藤議員の作ったというアンケートに対して、第三者は同じことを感じたと思えます。

アンケートに求められるものは、公明正大であります。公明正大ということは、信憑性の問題であります。残念ながら、個人の集めたアンケートについては、よほど不作為に抽出したアンケートであるという証拠を示さない限り、信憑性はない、そう考えております。

ただ、感想だけ述べさせていただくとするなら、49人に質問をされて、20の方が既存の施設でいいとおっしゃって、これ50%以下ですよ。民主主義のルールからいけばそうでないじゃないかという人のほうがあったのかなという感想を持っております。

アンケートをどこでとったとかについても、質問の中で御自分で知っていることを言っておられるわけですので、私のほうからあえて答える必要はないと考えております。

2点目、運営についての御心配ではありますが、大変お褒めをいただき、ありがとうございます。

「ぼっぼ母べえ」という名前は、基本的には、その団体がおつけになった名前ではありますが、ああした形態にすると決めたのは私です。それがうまくいっていると、本当に上手にやっていたらいいなということで感謝するばかりでありますし、これが女性たちの一つの生きがいになっているということもあるかと思えますし、使命感をお持ちであるというのも行政としては大変感謝しなければいけないというふうに感じておりますが、少なくともああした運営というのは私の理想とした運営ですので、今後も続けていっていただかなきゃいけないということを思っております。問題点等々については、今のところ、先方から話が来たということは私自身は聞いていませんので、私はもっと、おばあちゃんの世代として子育てに対してできるアドバイスとか、ちょっと見てあげるということを積極的にしていただけたらなというこ

とは思っておりますが、大変満足した状態での運営になっていると思っております。

ランニングコストについてであります。まず最終の設計が決定されなければ基本的なランニングコストは出てこないということになります。ただ、この施設についても、グリーンニューディール基金の事業として認めていただき、補助制度が使えるということになっておりますので、太陽光パネル等々で発電した、いわゆる電気の売電ができるということになるかと思っておりますので、その売電との差額というものになってくるかと思っております。グリーンニューディールで設置した太陽光発電については、基金をつくり、その上で施設の維持管理に使いなさいというルールが一つ今回出てきます。最終的には、この施設もその対象となってくるということでもあります。今現在、さんさん広場というのがあるんですが、逆にプラスになってしまっているという状況かなということは思っておりますけれど、売電益というものがかなりありますので、維持管理について大変助かっていると感謝しているところであります。

これまで随分いろんな場で答弁はさせていただいておりますので、あとは安藤議員の理解力に期待をしたいと思います。

その中の質問の本旨ではありませんけれど、上之郷公民館のエレベーターやトイレの話が出てきましたけれど、これについては現段階では考えておりません。理由は、上之郷公民館については、本体そのものの改修等も必要性があるかどうかということから議論をしなければいけない。議論の時期が早晚訪れると考えておりますので、そのときに考えていくということにしていきたいというふうに思います。

議論がどうしてもあちこちに行ってしまうわけですが、「防災コミュニティ複合施設」という名称をつけるのかどうかは最終的にはわかりませんが、あくまでも主たる目的は防災、災害時の利用ということでもあります。私が最初に言ったように、公民館至上主義であるなら、できた後、鍵を締めて誰も使わないということにしましょうかと。それはもったいないでしょうと、そこからの発想でありますので、安藤議員ももし使う機会があったら、何らかの形でお使いになれば、それはそれでよろしいかと思っておりますので、そうした逆にポジティブな部分での考え方をいただければありがたいなということを思います。

この施設が真の評価がもししていただける時代が来るとしたら、それは御嵩町にとって甚大な被害が発生した、大災害が起きたときということになります。私自身、この施設についての防災という意味での評価がしていただける時代は来ないほうがいいと思っておりますし、施設の建設をこの時代に実績にしようなどという政治家はいません。少なくとも私はそういうスタンスに立ってはおりません。むしろソフト、母べえを評価していただくことのほうがうんとうれしく思いますので、どうもアンケートの中に、町長の実績づくりに金を使うなというようなことが書いてありましたけれども、そういう非常に古い考え方の人がいまだにいるんだなとび

つくりして読みましたけれど、人それぞれでありますけれど、少なくとも御嵩町では、どのような災害のときに、どのような事案が起こるかということは、この内陸部では一番大きな被害が出るというのは、現段階でも現実あると思いますので、それに対応できるようなものにしていきたいというのが真の願いであります。あとはコミュニティとしては、地元の方々も御嵩町内全ての方々に使っていただければ幸いかと思いますので、よろしく願いいたしまして、私の答弁とさせていただきます。以上であります。

〔3番議員挙手〕

議長（加藤保郎君）

3番 安藤雅子さん。

3番（安藤雅子君）

私に理解力がないのと、勉強不足のために何度もお答えをさせて申しわけありません。これから勉強をさせていただきます。

私がアンケートをとったのは、先ほど町長も答弁の中で、よほど不作為にとらないと公平性はないというふうにおっしゃいましたが、一言申し添えさせていただくのであれば、私が個人として参加しているエアロビクスやヨガなどの教室に参加されている不特定多数の方です。私が選んだわけではありません。この方たちこそサイレント・マジョリティー、いわゆる物言わぬ多数派に属する方たちではないのかというふうに考えます。声を大にして物を言われる方の意見とともに、こうした方々の意見をどのように引き出していくか、そして生かしていくかがこれからの行政に求められている資質の一つではないでしょうか。意見が言いにくいという声を聞いているので、意見の言いやすい状況をつくって聞いていくと先回お答えをいただいたときは、町民をととても大切に考えてくださっていると感謝し、期待をしておりました。それだけに、アンケートや複合施設のことを知らなかったと言われる方が多くいらっしゃったことが残念でなりません。これからもぜひ工夫を凝らして、より幅広い町民の意見を聞き、そして生かしていく行政をしていただけたらと望んで、私の質問を終わります。ありがとうございました。お礼の言葉とともにお願いをして終わりたいと思います。

議長（加藤保郎君）

これで、安藤雅子さんの一般質問を終わります。

暫時休憩します。再開は午後1時とします。

午前11時52分 休憩

---

午後1時00分 再開

議長（加藤保郎君）



休憩を解いて再開します。

一般質問を続けます。

10番 岡本隆子さん。

質問は一問一答方式の申し出がありましたので、これを許可します。

#### 10番（岡本隆子君）

それでは、お許しをいただきましたので、本日最後の質問となります一般質問を行います。

本日は2点について質問をいたします。

1点目でございますが、名鉄広見線についてです。

11月21日に名鉄活性化協議会が開かれ、住民アンケートの結果が公表されました。「運行継続が必要だ」と答えた人が71%を占め、また御嵩町、可児市で出している1億円の費用負担についても、「費用負担は必要」と答えた方が68%を占めていました。平成21年のアンケートの65%、平成24年の39%と比べると、財政支援については比率が上がっています。特に高校生の答えからは、名鉄広見線がなくなった場合に「通学手段がなくなる」と回答した学生が約26%存在しており、「私たちや後輩のためにも運行を続けてほしい」が各学校で61%から80%を占めています。活性化協議会の中でも運行継続に向けた積極的な発言が相次ぎ、特に高校PTA連合会長が可児市議会議長宛てに広見線運行継続の要望書を提出すると発言されたことは、運行継続への大きな弾みとなったと感じています。その上、八百津高校の生徒会が中心になって存続の署名活動を始め、東濃高校、東濃実業高校にも広がっているという報告もありました。

先ほどの要望書の件につきましては、12月5日の中日新聞に「広見線の継続に尽力を、可茂の9校PTA連合会、可児市、御嵩町に要望書」というタイトルで新聞報道がなされてきました。この記事の中で、富田市長も可児市議会議長も存続に前向きな発言が報じられておりまして、大変心強く思った次第です。

東濃高校、東濃実業高校、八百津高校という3つの県立高校を初めとする可茂地区の9高校がこれほどに広見線運行の継続を要望し、廃線になれば通学手段がなくなると言っているわけですから、この件については県が積極的に広見線運行継続に関与すべきではないかと思えます。厳しい経営状態が続く第三セクター鉄道や中小民鉄へは国や県の補助や支援がありますが、名鉄は大手民鉄ということで、支援がありません。厳しい経営状態や利用者の減少等の問題を抱えつつも、地域の弱者の足を守るために、同じ悩みを抱えながら頑張っているという視点で、広見線についても県の関与があってもいいのではないかと考えます。

御嵩町、可児市が出している財政支援、ほかに駅の整備、自動改札機の設置、明智駅の駐車場整備、利用促進など多くの課題がありますが、そのキーワードは県の関与ではないかと考えております。そこで、県の関与という視点で質問をいたします。

平成25年第1回定例会の一般質問で、明智駅の駐車場の整備について、三輪参事が、明智駅前の駐車場は可児市のエリアですので、県で取りまとめている鉄道問題研究会という組織があるので、この場において可児市から名鉄に公式ルートを通じて、明智駅前の駐車場の利便性向上について要望していくアクションを今とり始めているところです。そういった交渉を今後続けてまいりたいというふうに答弁をされています。そこで質問ですけれども、この件は、その後どのような展開となっていますか。

次に、今後のスケジュールとしまして、1月に素案提示、3月に合意形成で、その後、名鉄との協議交渉をするということですが、今後存続に向けて、可児市、名鉄とどのように協議をされますか。これについてはこれから展開される協議に県も一緒にテーブルに着いてもらうことができないかという点でお尋ねをします。

一方、利用者に関しては、乗降客数、収支のいずれも悪化しているわけですから、今後さらに利用者をふやす取り組みをしていかなければなりません。これまで、教育現場で広見線を利用した取り組みや、よつてりやあみたけ夏まつりや産業祭等のイベントとの連携や職員の通勤利用など、関係者の方はさまざまな努力をされていると思いますが、ますますの利用促進が必要です。

そこで提案です。ぎふローカル鉄道博覧会が今年度開催をされました。岐阜県と岐阜ローカル鉄道連絡会議の主催で、岐阜県が今年度滞在型観光を推進する「清流の国ぎふ」めぐる旅キャンペーンの一環として、県内各地の地域特性を生かした新たな街歩きプログラムをそれぞれの地域と協働で開発してできたものです。県内4つのローカル鉄道、これは樽見鉄道、明知鉄道、長良川鉄道、養老鉄道の沿線を舞台に多彩なプログラムが体験できる取り組みであります。55のプログラムが用意されていました。広見線はもちろん三セクではありませんけれども、県主催の、ぜひこのプログラムの仲間に入れてもらうよう提案されたらいかがでしょうか。

以上で1点目の質問を終わります。

**議長（加藤保郎君）**

町長 渡邊公夫君。

**町長（渡邊公夫君）**

岡本隆子議員の質問にお答えをします。

今回は、私が最初に答弁に立たせていただくということで、これについて、根幹に係る部分についての答弁をした後に、担当の者からお答えをさせていただいたほうがわかりやすいのではないのかなという思いから、そうさせていただきました。

まず名鉄広見線のアンケートについて、私にはよくわからないんですが、これについては大変信頼をさせていただいているということについては、お礼を申し上げます。

議員紹介されたように、名鉄広見線存続についての要望書を可茂地区PTA連合会より12月3日にいただきました。そのときに印象に残りましたのは、お2人でお見えになったわけでありませうけれど、「本来、こうした要望は名鉄側にも提出しなきゃいけないんですけどね」ということをおっしゃっていたということと、これまでになかった「将来の世代のためにも」というお言葉でありました。お1人の会長さんは富加の方で、子供は東濃実業へ通っていると。もう来年は必要なくなるんですけど、少なくとも将来世代のことを考えての行動だということも説明を受けました。

この連合会については、私が、名鉄問題が浮上してきた際にPTA連合会の総会に出席をさせていただいたときに、PTAとして名鉄問題の存続に対して物を言うべきではないのかという、ちょっとアジテーションのような形でありましたけれど、挨拶の中に入れていただいて報道された。そのときの会長が今の可児市議会の議長さんであったということになります。それが営々と続けられているわけでありませうので、大変心強く思っているところでありませう。

さて、今後の交渉についてでありませうが、これも岡本議員、何回も質問をされておりますし、委員会や協議会の席上でも説明させていただいているとおりで、3年前交渉したわけでありませうので、少なくともその時点と何ら変わらない。存続を前提とした、また負担する額が多少安くなればという希望的な思いも先方にも伝えながら交渉していくという姿勢は全く変わっておりませう。

次に、県の立場ということになるわけでありませうが、以前、この質問にもお答えしたとおりでありませうして、中小民鉄の中に入る、大手民鉄の中に名鉄が入るということで、県のかかわりということについては多くは望めないというのが現状でありませう。これは制度として確立されているものでありませうので、私も会議等々に出席しながら、これがバス化された場合の県の負担を考えれば、県がある程度の負担をしていただくということについては、そのほうが有利ではないのかという発言はさせていただいております。ただ、それが現実的に形となっていないということも言えるわけでありませう。御嵩町としては、今後も同じように県に対しては働きかけていきたいと考えております。

私、逆に岡本議員にはお願いしたいのは、御嵩町に広見線を守ろう会というものがありませうが、もう数年前に岡本議員は除名処分を受けておられると。そのままで済んでいるという状態でありませうので、私はこの件に関しては、御嵩町民一丸となって取り組むべき問題だと思っておりますので、そうした関係は少なくとも修復しておいていただきたいというふうに思っております。

もう1点は、以前から申し上げているように、富田市長は予算を計上し、議会に上程する立場でありませう。議会が積極的にこの予算について認めていくという根拠がないと、なかなか上程できるものではなくなってしまうということでありませう。予算執行に関しては市長の権限で

されるわけですが、予算が通過するか否かについては、議会の判断ということになります。そう考えると、ぜひ行ってほしいのは、私は以前もお願いしたように、可児市議会との交渉も、今、没交渉のまま、何か相談されたのかということがあったかといえば、これまで一度もなかったような気がします。議会への対策というのは私ども行政でやることではございませんので、議会は議会同士で、この名鉄存続については議論をしていただき、富田市長も仕事がしやすいような形を御嵩町議会からも働きかけていただきたいということ、この場をおかりしてお願いしまして、私の答弁とさせていただきます。

残りについては、葛西参事のほうから、優秀な行政マンでもありますし、心優しい人格者です。私と違ったいい答弁をしたいと思いますので、よろしく願いいたします。以上であります。

#### 議長（加藤保郎君）

企画調整担当参事 葛西孝啓君。

#### 企画調整担当参事（葛西孝啓君）

それでは、町長の答弁に引き続きまして、岡本議員からの名鉄広見線についての3点の御質問にお答えをさせていただきます。

1点目の、明智駅前の駐車場の利便性の向上についてでございます。

岡本議員からお話がありましたように、平成25年の第1回の定例会で答弁がありましたとおり、明智駅については、可児市から県の鉄道問題研究会を通じて、名鉄に対して要望をいただいているところでございます。ただ、名鉄側の事情もあり、実現には至っていないというのが現状でございます。引き続き可児市と、それから県とともに、利便性の向上に向けて働きかけてまいりたいと考えています。

それから2点目の質問でございます。今後の存続に向けた協議をどのようにしていくのかということでございます。

先般、名鉄活性化協議会において、次期、平成28年度以降に係る存続の枠組みについて協議していくスケジュールが公表されたところでございます。名鉄広見線を利用される方が安心して引き続き御利用いただけるように、早目に協議をして手続を進めていきたいというものでございます。運行継続に向けて、県及び、先ほど町長の答弁にもありましたように、関係機関、この御嵩町議会様も含めてですけれども、御協力をお願いしていきたいというふうに考えているところでございます。

それから3点目でございます。ぎふローカル鉄道博覧会に参加できないかというような御質問でございます。

ぎふローカル鉄道博覧会は、これまで岐阜県内にある4つの第三セクター等の鉄道が、県の

飛騨・美濃じまん、岐阜の宝もの認定プロジェクトの明日の宝ものに認定されて、4社の鉄道会社と沿線市町とが地域を連携して取り組んできているというものでございます。それに県が協力して博覧会をしたということでございます。そういった経緯とか観点からすると、名鉄広見線と私どもこの地区が、すぐに仲間に入れていただくというにはちょっと難しいのではないかというふうに思われます。しかしながら、鉄道を活用した観光施策の取り組みというのは学ぶべきところがたくさんあると思いますので、今後の名鉄広見線の沿線地域の魅力づくりには、参考にさせていただきたいと思っております。以上でございます。

〔10番議員挙手〕

議長（加藤保郎君）

10番 岡本隆子さん。

10番（岡本隆子君）

再質問はいいです。

町長が言われました広見線を守ろう会の除名処分については、私は今初めて聞きましたけれども、そのようなことになっているとは私は認識していません。それと、守ろう会の月1回の、乗ってどこかへ出かけるということについては、私もできる限り参加をしておりますので、よろしく願いをいたします。

それからもう1つ、確かにぎふローカル鉄道博覧会のほかの樽見鉄道等は大変鉄道区間が長いので、御嵩町は非常に短い区間ということではいろいろ御苦勞もあるかと思いますが、ぜひ地域の魅力を発掘していただいて、何とか鉄道と協働でやれるような取り組みをお願いして、名鉄の質問については終わらせていただきます。ありがとうございました。

次の質問に移ります。公共施設更新問題についてです。

国においては、経済財政運営と改革の基本方針、脱デフレ、経済再生、これは平成25年6月14日閣議決定におけるインフラの老朽化が急速に進展する中、新しくつくることから、賢く使うことへの重点化が課題であるとの認識のもと、平成25年11月にはインフラ長寿命化基本計画が策定をされました。こうした国の動きと歩調を合わせ、速やかに公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するための計画、公共施設等総合管理計画の策定の取り組みが推進をされました。御嵩町では、御嵩町公共施設マネジメント報告書が作成をされました。コンサルに頼むのではなく、自分たちで作成をされたと伺っています。よくやられたなと感想を持っていますが、これからがスタートだと思えます。

公共施設問題については、今後どのような方針で臨んでいかれますか。これは全協でも説明していただきましたが、再度御答弁をお願いいたします。

私は、これまで議会で4回にわたり、公共施設更新問題を取り上げてきました。町長は何度

も同じ質問をするなどというふうにおっしゃいますけれども、公共施設更新問題は、近い将来、公共施設を一斉に更新する時期がやってくるので、これに合わせるように高齢化と人口減少が進んで財政状況が悪くなり、現状のままでは必要性の高い公共施設まで良好な状態で保てなくなるおそれがあるだけでなく、老朽化した建物をそのまま使い続ければ、事故につながりかねないという問題も起こってきます。それだけに重要な問題だと認識しているので、質問を重ねているわけですので、御理解をいただきたいと思います。

御嵩町も人口1万5,000人時代を迎えるに当たり、非常に重要な問題だと認識をしております。御嵩町では、今後、仮に統廃合するようなものがあるとすると、住民との話し合いの場を相当数持っていかなければならないと考えます。

そこで、上之郷地区に計画されている防災コミュニティ複合施設についてですけれども、この計画中の防災コミュニティ複合施設は、全く新しい視点での建物です。新たな施設を建設するわけですから、利用も維持管理も次世代に大きくかかわってくるものです。その必要性、維持管理のあり方、ランニングコストなど、十分に住民と協議されなければならないと考えます。この防災コミュニティ複合施設については、アンケートや懇談会等、町民の理解を得る努力をされたとは思いますが、次の点について質問をいたします。

災害ボランティアや資源物資受け入れの拠点機能の整備では、町内の他の施設を使うことができませんか。ボランティアセンターであれば、ボランティアセンターの核となる社会福祉協議会からもっと近い場所は考えられませんか。被災者の緊急一時避難場所や家具道具一時保管所についても同様に、町内の他の施設は使えないか。

また、消防団の活動拠点の整備については、消防車庫については異論はありませんが、車庫の場所や活動拠点のあり方など、十分に消防団から意見を聞かれましたでしょうか。

それから、地域交流機能については、先ほど安藤雅子議員のほうで質問と答弁が出たので、これについては省かせていただきます。

以上で、公共施設更新問題についての質問を終わります。

**議長（加藤保郎君）**

総務部長 寺本公行君。

**総務部長（寺本公行君）**

それでは、公共施設更新問題について、岡本議員の御質問にお答えします。

現在、全国の自治体で、庁舎、学校、公民館といった公共施設の老朽化が深刻な問題となっております。過去に建設された公共施設がこれから大量に更新時期を迎える一方で、地方公共団体の財政は依然として厳しい状況にあります。御嵩町でも例外ではありません。

総務省においても、平成26年4月に公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進についての

通知を行い、各地方公共団体に対して、平成28年度ごろまでに公共施設等総合管理計画を策定するよう求めています。

今回、町のホームページで公表しております御嵩町公共施設マネジメント報告書は、総合管理計画の策定に当たっての検討資料とするため、総務省の更新費用試算ソフトを活用して、箱物と言われる御嵩町の施設の現状を把握したにすぎません。この試算の結果、御嵩町の場合を想定しますと、今後、少子・高齢化が進む中で、仮にこれらを順番に建てかえたとしても、この先40年で300億円、1年で計算すると7億5,000万円が必要となり、御嵩町の財政では全てを建て直すことは困難な状況であります。

そこで、お尋ねの今後の方針であります。まずは、総務省の通知に基づき平成27年度に公共施設等総合管理計画を策定し、道路、橋梁、水道などのインフラ系施設も含めた公共施設の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針を定めます。つまりこの計画は、財政的な面や地区人口推計などを考慮して、今後10年間の公共施設の基本的なあり方を示す上位の行動計画に位置するものであります。今後の施設については、将来どう管理していくのかといった個別具体的な計画は、議会、住民が参加する協議、検討を経て策定される個別施設計画で明らかになっていくものと考えています。

いずれにしても、公共施設等の全体把握を優先し、長期的な視点を持って財政負担を軽減、平準化することを念頭に、更新、統廃合、長寿命化などを検討しなければなりません。そのために、地域住民に理解を求めなくてはならない時期もやっけてまいります。長い時間、多大な労力、エネルギーが必要となります。議員の皆さんにおかれましては、我々執行部と知恵を出し合い、ともに汗を流していただければと考えておりますので、よろしく願いいたします。

次に、2つ目の御質問、防災コミュニティ複合施設について答弁させていただきます。

ほかの施設へ代替できないのか、消防団、地域住民の声を十分に反映したものかと、いろいろ疑問点を述べられておりますが、この施設に対する執行部の考えは、過去の議会答弁で述べたとおりであり、現在もその考えに変更はございません。また、地域住民に説明をし、施設建設への理解を求め、その了承もおおむね得たものと考えております。したがって、さきの安藤雅子議員に対する町長答弁をもって私の答弁とさせていただきます。

以上で答弁を終わらせていただきます。

[10番議員挙手]

**議長（加藤保郎君）**

10番 岡本隆子さん。

**10番（岡本隆子君）**

ボランティア施設についてはボランティアセンターということですが、御嵩町では役場の駐

車場の地下の垂炭廃坑の充填が行われておりまして、計画当時とはかなり状況が変わってきているのではないかと思うんですが、それでボランティアセンターを社会福祉協議会の近くにつくると、そういった見直しもありなのではないかなというふうに思いますが、今の御答弁ですと変わらないということですが、こういった見直しもありだということをお伝えして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

**議長（加藤保郎君）**

これで、岡本隆子さんの一般質問を終わります。

以上で、通告のありました町政一般に対する質問は終了いたしました。

---

### 議案の委員会付託

**議長（加藤保郎君）**

日程第3、議案の委員会付託を行います。

本定例会に付議されています議案第63号、議案第65号、議案第66号の3件について、質疑の上、各常任委員会に付託したいと思います。

それでは、議案第63号 御嵩町基金条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで議案第63号の質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題としております議案第63号につきましては、総務建設産業常任委員会に審査を付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第63号は総務建設産業常任委員会に審査を付託することに決定しました。

---

**議長（加藤保郎君）**

議案第65号 御嵩町地域包括支援センターの事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。



〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで議案第65号の質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題としております議案第65号につきましては、民生文教常任委員会に審査を付託したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第65号は民生文教常任委員会に審査を付託することに決定しました。

---

#### 議長（加藤保郎君）

議案第66号 御嵩町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで議案第66号の質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題としております議案第66号につきましては、民生文教常任委員会に審査を付託したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第66号は民生文教常任委員会に審査を付託することに決定しました。

---

#### 散会の宣告

#### 議長（加藤保郎君）

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

なお、総務建設産業常任委員会は12月10日の午前9時から、民生文教常任委員会は総務建設産業常任委員会終了後にそれぞれ開催していただきますようお願いします。

次の本会議は12月12日の午前9時より開会しますので、よろしく申し上げます。

これにて散会をいたします。御苦労さまでした。

午後1時35分 散会

上記のとおり会議の経過を記載して、その相違のないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 会 議 長

議 会 副 議 長

署 名 議 員

署 名 議 員